

第十九回 参議院地方行政委員会會議録第四十五号

昭和二十九年五月二十六日(水曜日)午前  
十時四十八分開会

委員の異動

五月二十五日委員高橋進太郎君辭任につき、その補欠として木村守江君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君  
理事 石村 幸作君  
堀 末治君  
小林 武治君

委員

伊能 芳雄君  
伊能繁次郎君  
木村 守江君  
長谷山行蔵君  
館 哲二君  
島村 軍次君  
秋山 長造君  
松澤 兼人君  
笹森 順造君  
加瀬 完君

國務大臣

國務大臣 緒方 竹虎君  
國務大臣 小坂善太郎君

政府委員

法制局長 林 修三君  
國家地方警察本部長官 斎藤 昇君

事務局側

常任委員 福永与一郎君  
常任委員 伊藤 清君  
常任委員 伊藤 清君

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件

○参考人の出頭に関する件

○警察法案(内閣提出、衆議院送付)

○警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(内村清次君) 只今から地方行政委員会を開会いたします。

○木村守江君 只今地方行政関係の法案が上がるそうで、委員長の報告があつて、それからこの委員会のかたも何か討論をなさるかたがあるそうで、殊に記名投票だそうですから、その記名投票が終了したら直ちに委員会を再開するというので、暫時休憩して頂きたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 只今の木村君のお話の通りに、本會議の本委員会に關係ある法案の審議がすみ次第委員会を再開するというようなことの取計らいをいたすことに御異議ございませんか。

○委員長(内村清次君) それではさうなことにいたします。

○委員長(内村清次君) それではさうなことにいたします。

午前十一時四十八分開会

○委員長(内村清次君) これより休憩前に引続きまして、委員会を開会いたします。

お諮りいたします。警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案につきまして、法務委員会、内閣委員会、人事委員会より連合委員会開催の申出がございました。只今の三つの委員会と連合委員会を開会することに御異議ございませんか。

○委員長(内村清次君) 御異議ないと認めます。警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案につきまして、法務、内閣、人事委員会と連合委員会を開会することに決定いたします。

○委員長(内村清次君) ええ、その通りでございます。ただ警察大学の問題に對しまして、あれは教育を受けた人、その選定につきましては、まあ委員長一任をそのとき察言いたしておりましたから、それだけでございまして、あとは皆理事會の決定の線でございます。どうか……

○委員長(内村清次君) それではさうなことに決定いたします。

○委員長(内村清次君) 次は参考人に關する件についてお諮りいたします。警察法案につきましては、先に公聴會を開き、公述人から意見を聞いたのであります。参考人として出席を求めたことにいたしました。存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(内村清次君) では、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

○委員長(内村清次君) 只今より、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

○委員長(内村清次君) 只今より、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

○委員長(内村清次君) 只今より、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

○委員長(内村清次君) 只今より、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

緒方副総理に對します。質疑からお願いいたします。

○秋山長造君 緒方副総理に御質問申し上げます。

○委員長(内村清次君) 只今より、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

○委員長(内村清次君) 只今より、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

○委員長(内村清次君) 只今より、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

○委員長(内村清次君) 只今より、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

○委員長(内村清次君) 只今より、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

○委員長(内村清次君) 只今より、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

○委員長(内村清次君) 只今より、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

○委員長(内村清次君) 只今より、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

能率化であるということに専ら集中されておるようであります。言うまでもなく、民主化と能率化ということとは、必ずしもこれは一致する概念でございせん。そういう点において私どもは重大な問題をこれは含んでおると思ふ。政府の責任者として今度の警察法制度の改正に当られての基本的な考え方についてお尋ねします。

○国務大臣(緒方竹虎君) 今御指摘になりましたように、今度の法案は警察法案となつておりまして、警察法改正案という形になつておりませんが、これは今までありました前文を除いたというふうな体裁の点もございまして警察法案といひましたけれども、私らの考えといひましたは、これはどこまでも全部の改正案でありまして、民主主義の原理に立つておることは現行法と少しも變らないのであります。一口に我々は警察の一本化と申しておりますが、これは占領下に立てられました現在の警察の制度が多少當時の情勢といひまして、民主化を主にするために能率の点において考慮が十分でなかつたようなことも考えられますので、その点を更に数年間の経験に基きまして検討しまして、いわゆる警察の一本化であります。どこまでもこれは民主的な自治警察、府県単位の自治警察という考えに基いておるもので、根本の考え方は違つていないのでございませう。

○秋山長造君 従来の警察制度は、昨日も小坂国務大臣のお話によりまして、組織法上の改正であつて何らそれ以上のものではないというお話が繰返しあつた。又今の副総理のお話でも同じようなことが極めてあつたりした、

軽く考えられたようなお話があるのですけれども、併し実際はしかく輕々に考えらるべきものでないということ。今度の法律案そのものが示していると思ふ。この前文を取られたということについて、ただこれは法文上の体裁上の問題というふうな簡単なことではないと思ふ。やはり従来警察法の前文として書かれてあつたその内容というものは警察法全体の根本精神でもあり、これは憲法と同じように日本の警察制度というものを過去のあの暗黒の警察制度から百八十度切換えた大原則を謳つたものであると思ふ。そういうものが今度の警察法にはあつたり姿を消しまして、そうしてただ一条のところに簡単に書いてあるだけなんです。而かも今度の警察法の一月十四日の閣議決定をいたしましたあの改正要綱を讀んでみまうという、個人の権利の尊重だとか自由の保障だとかいうようなものを確保すると共に、治安の確保とその責任の明確化を図る目的を持つておるといふように書いてありまして、元來民主化と能率化ということとは必ずしも一致しないという概念であるということとは繰返すまでもない。その相異なるものを「と共に」というようなことで至極簡単にくつつけられておるのでありますけれども、今度の警察法全体の仕組というものは府県の自治警察であるとはおつしやるけれども、併しこれが従来の個人の尊重だとか、或いは自由の保障だとかいうようなことを、これはもう一方的にそういうことを第一として組み立てられておつたところからいささか後退をして、そしてそういうものと同時に今度は責任の明確化或いは能率化というふうな、今ま

で警察法になかつた別な概念を持出して来て、そして今までの個人の尊重なり、民主化ということに重大なプレキをかけておるといふことは否めな事案だと思ふ。その点について飽くまでそうではなくて、今まで通りだと言ひ切れるのかどうか、私は言ひ切れないのでないかと思ふ。その点もう一度……

○国務大臣(緒方竹虎君) 能率の問題とそれから民主化の問題とが両立しない、概念上両立しないというお話であります。個人の権利自由を保護する意味からも、国の治安を保ちます意味からも、警察の能率は政府といひましては治安の責任を持つておる以上、何としてもこれは高めなければならぬ。ただその高める上におきまして警察の中立性を阻害するとか、或いは行き過ぎをするというふうなことは厳に戒めなければならぬが、その点は公安委員会の制度によりまして、又公安委員の選定によりしきを期しまして、民主主義の理念に基き警察、この警察の運営は絶対に誤らなない、これは仮に警察の能率を上げることもができました、民主主義の下におきまして、この根本の理念に反するやうなことになることは、いわゆる警察國家の危険さをも率々慮れがありまします。その点は政府がこの警察法案を立案いたしますに際しまして最も注意をしたところであります。今後の運営におきまして、若しこの法案が通過いたします上におきましては、十分の留意をして参るつもりでございませう。

○秋山長造君 この法律が通過した場合に、この運用について十分注意をな

さるということ、これはまあおつしやらなくても当り前のことでありまして、昨日も小坂大臣にこの点各委員から御質問があつたのですが、やはり法律そのものよりもまあ運用でうまく足らないところはやつたらいじやないかというふうなお話があつて、これは何ら結論が出なかつたのです。只今警察の政治的な中立性とか、或いは運営の民主的な保障に特に意を用いたというところをおつしやるけれども、その中立性の維持なり、或いは民主的な保障のためにどういふ点について具体的に政府が意を用いられたのか、その点御説明願ひたい。

○国務大臣(緒方竹虎君) これは先ほども申し上げましたように、この警察の考え方をどこまでも自治警察、府県単位の自治警察ということにおきまして、そして公安委員会によつて警察を管理して参るというところに私が申し上げた趣旨は十分に入つておると考えます。

○秋山長造君 副総理は府県の警察とすることを頻りに強調されますけれども、併し今度の警察制度の一番大きな狙いはやはり総理大臣の、或いは政府の警察に対する統制力というものを強化するということに狙ひがあるというところは否定し得ない事実だと思ふ。その否定し得ない事実はこの法文を讀めばすぐわかることである。例えば国家公安委員長長官の任命権の問題、或いは警察庁長官の任命権の問題、又警視總監なり或いは府県警察本部長、或いは警視正等の任免権の問題、それらの最も警察組織を動かして行く場合のいわば枢軸になるところの人事権といふものは、これも地方でどうにもならない

ようにちゃんと政府の自由になるように確保されておるのであります。そういう警察制度の枢軸になる人事権を政府が握つておるならば、ただ形だけ公安委員会があるのだから警察制度は民主的に保障されるとか、或いは中立性は確保されるのかいような御説明は私は成り立たないのではないかと。

そこで先ず第一にお伺ひしますが、政府がそこまでこの警察の民主的な運営だとか、或いは警察の政治的な中立性のために意を用いられておるならば、何故国務大臣を国家公安委員長にされたのか、その点についての説明をお願いしたい。

○国務大臣(緒方竹虎君) それは政府の治安維持に關する考え方、それを民主的な機構であります公安委員との間にいい意味で始終考えを徹底させておく、連絡をよくしておくという意味から、この委員長を国務大臣にしたのであります。

○秋山長造君 では單に政府の治安維持に對する考え方、感じ方を国家公安委員会の中に盛り込むと言ひますか、持ち込むと言ひますか、そういう点の意思の疎通を図るためにだけ国務大臣を委員長にするという制度をおとりになつたのか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 政府の治安に對する国としての考え方を公安委員会の中に始終示しておく。それが公安委員会の中正な判断によつて警察管理の上に現わして行かれるというところに一つの妙味があると考へておるのであります。

○秋山長造君 治安に對する政府の考え方とおつしやるが、その国の治安といふことはどういふことを指して言つ



す。府県会の監視、公安委員の監視、これが法律における中央からの政治的圧力の大きな防波堤である、かように考へておるのではありません、かような民主的機関が中央、地方各種の機関が介在をしておるということが、この警察法案の民主的管理の一大特色だと思ふ。お考えになつて頂きたいと思ひます。

○秋山長彦君 今の長官の御説明は、私は答弁にならぬと思ふのです、そんな答弁は……今おつしやるのは、今度の警察法の条文に書いてあることをただ繋ぎ合せておつしやつただけであつて、そういうことを私は聞いておらん。第一、府県警察について、府県警察には府県公安委員会があつて、その管理に服するのだからちつとも中央統制ではない。更に府県会の監督もあるというやうなことをおつしやるけれども、そういうことではなくして、私はそれなら更に聞きますが、新警察法の十六條に警察庁長官は都道府県警察を指揮監督するといふことがある。而も一方都道府県警察は都道府県の公安委員会が管理するといふことになつておる。一体管理するといふことと指揮監督するといふことはどちらが強いのか。我々は当然常識として管理するといふやうなあいまいな言葉よりは、指揮監督するといふやうなはっきりした言葉のほうが遙かに強い具体的な内容を持つておるというところは当然であります。その点について御説明をお願いしたい。

それからもう一つ、その次には都道府県の公安委員会が警察本部長に対して罷免の勧告をすることができ、勧告権を持つておるじやないか、こうおつしやる。併し勧告権なんかというの

は元來性質上これは一方的なものなんです。都道府県の警察が真に自治体警察であつて、そして都道府県の公安委員会が都道府県警察の警察に関する限り全責任を持ち、又権限を持つものであるといふ以上は、そういう、ただ一方的な希望を述べるといふ程度の権限ではなくして、必ずやめさせようと思へばやめさせるんだという保障された権限が与えられなくてはならぬ。ところがそうではない、ただ梨のつぼで、希望を言つてみるだけ、陳情と同じことです。聞いてもらへる聞いてもらへんは、これは相手のあることです。から、そんなものを与えてもらつても与えてもらわなくても大してこれが大きな問題ではないと思ひます。なぜそれを都道府県の公安委員会に与えないで中央が握ろうとなさるのか、これが第二点。

それから第三点に、府県会からの監督がある、こうおつしやる。府県会からの監督がどこに書いてあるのか知りませんが、成るほどこの公安委員なり或いは警察本部長といふものが予算の説明等に県会に出るということ、これは当然予想されることである、従ひまして、そういう機会に、議員の質問等を通じて気分的に多少のコントロールを受けるということもこれはわかります。併しながら同時にこれは本當に府県の自治体警察であるならば、府県の自治体警察に関する限りはその予算の運営というやうなものは一切これは府県議会の審議の対象になつて然るべきものである。府県の予算は、これが一つの自治体である以上は予算も又一体のものでなければならぬ。だから当然予算の審議権を持つて議

会では、警察の経費についても全面的に府県の議会において審議の対象にならなければならぬ。ところが三十七條に「道都府県警察に要する左に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する」と書いてある。これは府県の予算を通さずして、更に具体的に言えば府県の議会を通さずして国庫本部、警察庁が直接府県の警察に金を与えるのです。府県の議会ではこの国庫の支弁金については一切審議権というものを与えられない。そういうことをやつてなぜ府県の警察が府県の議会から全面的に監督、批判を受けるのだという制度になつておつしやるのか。それらの点についてはつきりと答弁願ひたい。

○政府委員(斎藤君) 先ず第一点の指揮監督の点を申し上げますが、第十六條におきまして、警察庁長官が都道府県警察を指揮監督するとなつておりますが、この指揮監督をいたしますのは、先ず都道府県の公安委員会に対して指揮監督をするわけであり、公安委員会が指揮監督に従わない場合に、これを保障する方法はございませぬ。従ひまして公安委員会が中央の指揮監督が違法である、或いは不当であるといふ場合には従わなないといふ場合もあり得るのであります。この場合に公安委員に対して罷免をしたり、懲戒をしたりするやうな規定はございませぬ。そういう意味から申しますと、この指揮監督は事実上は府県の公安委員の良識によつて判断されるという結果に相成る。殊に都道府県警察を指揮監督するところから、都道府県警察のもうすべてについて指揮監督するかのやうに御覧になるかも知れま

せんが、ここに警察庁の所掌事務についてと書いてありまして、この警察庁の所掌事務は第五條の第二項に明記しております通り警察に関する統轄でありますとか、或いは第二項の第三号に掲げてあります大規模な災害に係る事案、地方の静穏を害する虞のある騒乱に関する事案、これについて指揮監督することができただけでありまして、第十一号、第十二号の基準或いは調整というやうなものには指揮監督はございませぬ。このやうなわけでございまして、それ以外中央の指揮も監督も受けず、都道府県公安委員会がみずからの責任において警察を管理するのでございませぬ。さやうでございまして、都道府県公安委員会の権能というものは、法律上は非常に強いと考へてゐるのでございませぬ。

それから都道府県警察本部長が不適任だといふので、都道府県の公安委員会が罷免の勧告をする。これは梨のつぼではないかとおつしやいます、併し実際問題といたしまして、都道府県で罷免勧告をされたといふやうな警察本部長は、もはや都道府県においては、部下を統率して警察事務を行なつて行くといふことは事実上困難である、殆んどできない。私はかやうに考へるのであります、そこらは今日ののやほり何と言ひますか、一般の世論、そういう場合にまで警察本部長がどこまでも頑張つてやり得るものであるかどうかといふ政治的な御判断をお願いしたいと思ふのであります。

成るほど都道府県議会で監視をするという点はこの法案にはございませぬが、府県の警察のあらゆる内部組織その他に關しましても、都道府県みずか

らの条例で都道府県議会の議決を得て行ふわけであります。予算も勿論であります。これらを通じて都道府県警察は都道府県議会の十分な監督を受けるわけであります。私もこの国会においていろいろと御批判或いは御指導を受けまふこと、これは我々いたしまして非常に大きな何と言ひますか、国会の監督に服しておるやうに感ずるのであります。これは都道府県警察におきましても同様であらうと我々は考へるのであります。ただ一部費用、国庫支弁の点はございませぬが、国から考へまして、国の治安上重要であると考え警察費につきましては、これは国が直接支弁するほうが適當であらうという考へに立つただけでありまして、このことによつて府県議会の権限を制限しよう、かやうな意図で立案されたのではないことを御了承願ひたいのであります。

○秋山長彦君 どうも副総理への質問が長官のほうにそれしてしまつて甚だ恐縮で、すぐ副総理への質問に返しますから……ちよつと今の点だけについてもう一言申したい。

今警察庁長官が都道府県警察を指揮監督するといふのは、警察庁長官が都道府県公安委員会を指揮監督することだとおつしやつたのですが、その点は間違ひありませんか。

○政府委員(斎藤君) 間違ひありません。都道府県警察と一言に申しておりますが、都道府県警察は公安委員会の管理下にあるわけであります。公安委員会を除くものにして直接警察の事務職員を指揮監督するといふことはございませぬ。それは成り立たないものであります。(公安委員会は独立してな

いと呼ぶ者あり)

○秋山長造君 第五條の三項に「国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない」といふことが書いてあります。それでもって見ますと、国家公安委員会と都道府県公安委員会との関係は単なる連絡調整という関係であつて、国家公安委員会が都道府県公安委員会に對して何ら指揮命令をするような関係は置かれておらない。ところがこの警察庁長官というのは、この国家公安委員会の指揮監督を受けて職務に當つておるものだろうと思ふ。その警察庁長官を指揮監督するところの国家公安委員会で、府県公安委員会との関係は連絡調整という関係である。にもかかわらず国家公安委員会の下に立つて單なる事務機關として動いておるところの警察庁長官が府県公安委員会を指揮監督するといふことは、どうしても私は納得ができません。その点如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) 警察庁長官は国家公安委員会の管理の下に警察庁長官として権限をもつて都道府県警察をこの法律に定められた範囲において指揮監督或いは調整を図るのであります。そこで長官のやり方がよいか悪いのか、或いは国家公安委員会の方針を体してやつておるかどうかといふことを、公安委員会が長官に對して絶えず監視をしておるのであります。で長官が都道府県公安委員会に對して、国家公安委員会の方針に從つて指揮監督をするわけでありす。そこで国家公安委員会が直接都道府県公安委員会を指揮監督をする建前にいたしておられませんから、從つて都道府県公安

委員会から見まして、實際問題とい

しまして、どうも長官のやり方が面白くない、こういうようなやり方だと、こんなことでは困るじやないかといふこともあるわけでありす。そういう場合に長官に對して法律上は警察本部長の罷免勧告権といふものがあります。が、事實上いへば意見の申述べ。ああいうこの前の指導は困る、こういうふうにしてもらいたくない。長官は必ずしも聞かない場合があるかも知れない。そこで任命権者であり、管理機關である公安委員会と常時緊密に連絡をとつて国家公安委員会の意図といふものがそんなものであるかどうか、長官がやつておることはどうも国家公安委員会の意を体してないやうだ、あれでは困る、あの長官は罷免されたらどうか、こういうやうないろいろの連絡と言ひますか、警察の政治的中立性を保つといふ大きな意味を持つておる。中央の公安委員会、都道府県の公安委員会といふものが絶えずそういう意味から緊密な連絡をとり、長官の行なつておる事柄に對する批判或いは注文といふものを、単に長官に對してやるだけではない、むしろ国家公安委員会と緊密に連絡をするといふことが、これはやはり警察の運営が中央、地方どちらの側における政治的な圧力といふものにも敢然として防波堤になつて行くといふ建前から、第三項を設けておるのであります。

○委員長(内村清次君) 速記を中止し(速記中止)  
○委員長(内村清次君) 速記を始め暫時休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後二時七分開会

○委員長(内村清次君) 休憩前に引続きまして、地方行政委員会を開会いたします。

○秋山長造君 午前中の私の質問を続けたと思ひます。午前中の斎藤長官の御答弁では、十六條の二項にある長官が都道府県警察を指揮監督するといふのは、都道府県公安委員会を指揮監督するといふ意味であるといふことをおしやつた。そこで重ねて御質問をいたしますが、そうなりますと、この府県の警察の本部長と警察庁長官との関係はどういうことになるのか、その点の御説明をお願いしたい。

○政府委員(斎藤昇君) 指揮監督の点から申しますと、長官が警察事務について警察本部長にこういうやうに指揮したいと思ひまして、それは公安委員会に對してそれをなすのであります。これを警察本部長に都道府県の公安委員会がその指揮に従ふべしといふ場合には、さうに警察本部長に對して指示をする、こういう形に相成ると思ひます。例えば他の行政で申しますと、昨日も大臣が申上げられました通り、職業安定の仕事につきましては、これは国の官吏が配置されておりますが、大臣がその仕事について指示をしようといふ場合には、知事を通じて指示をするといふやうのと同じ関係でございます。

○秋山長造君 そういたしますと、十六條二項の趣旨は、警察庁の長官が都道府県警察本部長を指揮する場合に、直接指揮するのでなしに、府県

の公安委員会を通じて指揮監督をする

と、こういう意味でございますか。

○政府委員(斎藤昇君) お説の通りであります。

○秋山長造君 長官の午前中の御答弁は、通じて指揮監督するといふのでなくして、警察庁の長官が府県公安委員会そのものを指揮監督する、こゝういふはつきりした答弁を繰返したさつたのですが、その点と今の通じて指揮監督するといふ点とは、多少違ひはありませんか。

○政府委員(斎藤昇君) これは同じだといふお考えを頂きたいと思つてあります。警察事務の執行は、これは都道府県警察本部長以下警察官がやるわけでありすから、從つて公安委員会自身は警察権の行使はできません。そこで通例的に申しますと、通じてといふことになるのであります。そういう権限の面から行きますと……併し法律的には公安委員会が指揮監督するといふことになりす。

○秋山長造君 そういたしますと、いづれにいたしましても、都道府県警察の本部長を指揮監督する、直接指揮監督するのはこれは都道府県公安委員会だ、こういうことですね。

○政府委員(斎藤昇君) ええ。

○秋山長造君 で、都道府県警察本部長を指揮監督するのが府県の公安委員会であるといふことになりすならば、府県の公安委員会が府県の警察を管理するといふ言葉がこの法律の条文の中にありますが、その管理という言葉と指揮監督するといふ言葉とは同じものだと解釈してよろしゅうござ

指揮監督を含むものと、かように御承知を頂きたいと思ひます。国家公安委員会が警察庁長官を管理するといふ場合、都道府県公安委員会が都道府県警察を管理するといふ場合と同じでございます。

○秋山長造君 では、この管理の中には指揮監督権は勿論含まれておるということでありすが、然らば、任免権は含まれないかどうか。

○政府委員(斎藤昇君) 管理の中には任免権が含まれる場合もありましようが、管理といふ言葉自身の中には含まない場合もございます。この法案におきましては、特に任免権につきましては特別の規定がありまして、警察庁長官は国家公安委員会が管理をしておりますが、長官の任免については総理大臣が行う。国家公安委員会は意見を聞かれる。都道府県の場合には、これは任免については中央の警察庁長官だけが任免をする。中央の警察庁長官が国家公安委員会の意見を聞き、ただ罷免、敬戒については勧告権を持つといふやうになつておりました。そういう特別の規定によつて公安委員会からその権限を中央或いは他の機關に移して參る、こういうことであります。

○秋山長造君 そういたしますと、この従来の警察法には、十三條に、「長官は、国家公安委員会の指揮監督を受け、」といふことがはつきり書いてあつたわけですが、今度の警察法には、そういう身分関係のはつきりした規定がどこにもございせん。で、そういう点でやはり従来の警察本部の長官の任免権は国家公安委員会が持つておつた。国家公安委員会が任免権を持つて

部長官に対して指揮監督権をも又持つてゐるという事は、疑いを容れない事実としてこの法文にはつきりと明示してあつた。ところが今度の新しい警察法には、まあ衆議院修正はあとの問題として、最初の政府の考え方、本来の考え方では、国家公安委員会は警察庁長官の任免権を持つておらない。

で、そこで従つて指揮監督という言葉も又ばやけて来て、そうして国家公安委員会は警察庁長官を管理するというような内容のはつきりしない言葉に變つて、それだけ警察庁長官の地位というものが、従来の警察本部長官の地位よりも強化される、そうして国家公安委員会对警察庁長官の關係というものが、大巾に變つて来たのじやないか、そういうふうに解釈するのが私は妥当じやないかと思う。ところが今のお話によりますと、依然として今度の国家公安委員会は従来と違つて警察庁長官の任免権こそ持たないけれども、併し従来通り指揮監督をするだろうということをおしやる。そうであるならば、なぜ管理というようないまいな言葉を使わないで、従来通り警察庁長官は国家公安委員会の指揮監督に服し、或いは指揮監督を受けるというように、はつきりと疑問の余地のない言葉をなぞお使いにならないか、その点お伺いしたい。

○政府委員(斎藤昇君) 今度の法案では、警察庁というものを一つ独立した行政機関、かように立法をいたしてゐるのでございます。で、そういった独立の警察庁、これと公安委員会との關係というものを、指揮監督ということだけでなしに、全面的にそれを管理をするという言葉で現わしてゐるのでござ

いまして、これは例えば本省とそれの外局との關係、或いは附屬機関との關係を律します言葉といたしまして、通常の管理という言葉を使つてゐるのでございます。そうしてその管理の中には、指揮監督も当然含むと、こういうふうに解釈をいたしております。

○加瀬完君 今まで政府当局、それから秋山委員の間に取交されました問題点を整理いたしますとこの都道府県の警察官の管理するのは、都道府県公安委員会である。で、その都道府県公安委員会に対しては警察庁長官が指揮監督する権限を持つてゐる。こういう御説明のように承りましたが、間違ひございませんか。

○政府委員(斎藤昇君) 長官が都道府県の公安委員会に対して指揮監督をするということとは間違ひございません。○加瀬完君 大臣も国警長官も、昨日来今度の警察法の改正は、これは国家警察に都道府県単位の自治警察である、都道府県自治警察であるということとを強調されておつた。併しながら今御説明の点に、自治体警察としての性格と甚だ相矛盾するものを私どもは感ぜざるを得ないのであります。これは質問をはつきりと御認識頂くために前後に若干触れてみますと、これは大臣の提案理由の説明の要旨の中にも、

「警察の民主的な運営、言い換えれば国民の警察運営に対する関与は依然として保障すべきは勿論のことでありまして、こういう言葉がある。併し現在警察に對しましては市町村民が運営の主体者であつて、何も関与さしてはもらわなくても、我々自身が運営の主体者でありますから、こういう問題は起らない。こういうことを言つておること

は、結局国家警察的な性格に少くも自治体警察を持つて行つて、併しながらこの自治体警察のよきというものの幾分認めようという点で、国民の警察運営に對する関与というやうな言葉が、潜在的にそういう意識がありますから出たのではないかと、いふうに我々は思われるのであります。又警察の民主的運営という言葉は盛んに使つてゐるのであります。警察の民主的運営という言葉は、警察の主体は一体国の行政であると考ええるのか、地方の行政であると考ええるのか。国の行政であると考えたら、そ、国民に關与させるといふ言葉が出るのではないかと思う。そうでないとすれば、自治体警察といふことをあな

たがたが答弁されるならば、如何なる理由があるかと、都道府県の公安委員会に對して警察庁長官といふ国家公務員が指導監督するといふことは出て来るはずがないのであります。憲法第八章の第九十二条には地方自治といふものがはつきり謳われておる。又地方自治法の第二条の第三項第一号には「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」が地方自治団体の固有の義務であると解釈される条文があるが、この点から考へて、一体都道府県公安委員会を国家公務員である警察庁長官が指揮監督をするといふことが、自治体警察或いは今議上つた地方自治法の条文と背反するものでないといふ法的根拠を御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(斎藤昇君) 丁度昨日秋山委員から要求されました資料に關係を持つつてあります。これを今印刷に

しましてお返ししようと思ひましたが、その原稿を議上上げます。一つは、警察権の本質でございますが、警察の権能といふものは本来国の統治権に基く作用である、かように考へております。併し警察の作用の性質を考へてみますと、これは国と地方の両者の利害に多分に關係のあるものであります。この権能を国と地方公共団体との間にどういふように配分するかといふことは、これはいづゆる国の行政上の責任、地方自治の本旨、この両者を総合的に考へまして、法律によつて適切に定められるべきものであらう、かように考へるのでございます。

そこで地方自治法の第二条第三項第一号、只今お話しになられました地方公共団体の事務として例示してあります項目、即ち地方公共の秩序を維持し、住民の安全を保持するといふこのことの中には、地方公共団体の公共事務、即ち通常言われておる固有事務としての権能、即ち地方公共団体がその地方公共団体に關係する公安に關する条例をきめたり、或いは自警団を作つたり、或いは防犯活動を行なつたり、その地方公共団体が全く自主的に営んで然るべき権能のあることは当然でありまして、そのことを先ず指しておるのだと考へるのであります。併しこのほかに後に述べますように、警察法で警察の組織を市町村に維持をさせる、或いは府県に維持させるといふように定められました場合には、これは委任事務として、即ち地方自治法に言う行政事務としての権能となつてこの項目の中に入つて来るものではないかと考へます。只今提案いたしております法案は、警察組織としての市町村警察の廢

止をするのでありまして、そうしてこれを法律上今度は府県に与えるわけでありまして、これは地方公共団体の公共事務としての警察権といふものを市町村から奪つたといふ、かような解釈にはならないのでございます。警察法はいづゆる形式上の意味における警察の組織を定めるものでありまして、国が警察事務の性格を勘案いたしまして、国と地方公共団体との間においてどういふ組織をしてこれを行わしめるかといふことを警察法が定めておるのであります。で現行の警察法におきましては、市及び人口五千以上の市街の町村に警察事務を行わしめる、爾余の区域における五千以下の市町村においては国がみずから警察事務を行なつて来たのであります。が、新しいこの法案におきましては、全面的に広域自治団体である都道府県に警察事務を行わしめる、かようにいたすものであります。警察事務は都道府県の事務と、この法律によつて相成るのであります。従つて自治法上は警察法にいう警察の事務は、法律により普通地方公共団体に屬する事務、地方自治法の第二条第二項、この公共事務としていづゆる団体に對する団体委任事務、これに該當すると考へるのであります。

なお附加して申上げておきますが、国がみずから警察事務を行うことがあるかどうか、或いは警察権を行使するかどうかといふ点につきましては、緊急事態の不測の場合を除きましては、みずから国が警察権を行使するといふ場合はございせん。警察の権限行使といふものはすべて都道府県警察をして行わしめるのであります。国として、都道府県が行う警察事

務のうち、必要最小限度のものに限つて指揮監督或いは調整をする。いわゆる法案の第五条に明示してあります限度において、或るものについては指揮監督、或るものについては調整を行うという権限を委任する、これが警察法案の考え方の骨子でございます。

○加瀬完君 三点質問をいたします。

初めの御説明によりますと、警察の権能は当然これは統治権に属するものである、そこで内容といたしましては、国と地方の両者の利害に關係するものがある、これが適切な配分をするのである、そこで国の責任に任すべきもの、地方の行政に委ねるべきもの、こういう区分をしたのだ、そうして更に説明をして、例えば町村における自警団の構成であるとか或いは防犯活動の執行であるとか、こういうものは町村の固有事務として認められるけれども、ほかのものは、他の警察事務は認められないというふうな御説明が過程においてあつたわけでありまして、そうすると、一体警察事務というものは、公共事務としては認められないという御見解なのか、その点が一点。

二点は、只今の御説明からすると、そう受取れるのでありますが、昨日から政府は、都道府県警察自治体警察であるということと強調されておるのであるが、県市町村のものに公共事務としての警察事務の権能がないならば、自治体警察という理論はおかしいやないか。一体都道府県警察は自治体警察であるという点を御説明なされるならば、法文の上で、かくのごとき法文によつて自治体警察に間違いないといふことを更に説明をされたい。

警察事務は都道府県に任せてあるのだと言ふけれども、先ほど秋山委員との間に取交された点から見ても、この組成そのものは都道府県というものを中心にしておるようは一見見受けられるけれども、その公安委員会そのものを指揮監督は警察長官が第十六条によつて行ふのである。なお府県の警察事務の当然の担当責任者であるところの本部長、その他有力な幹部という者もこれは国家公務員である。而も国家公安委員会に行政事務として任せるというならまだしも、国家公安委員会を開催したり或いは招集したり、或いはこれが最後の議決権を持つ者が国家公安委員長ということになりましては、現行法よりは遙かにこれは警察事務は国家事務であるという方向に警察法を改正したと、これはどなたが考えても考えられざるを得ないと思うのであります。現在自治体になりましてか、その警察事務というものは八、九割までが風紀、防犯、交通等の住民に特に密着した仕事で大部分を占めるようになつて来ておるのであります。ほんの二割が国家的治安事務に過ぎないというものが現状ではないかと思ふ。そういう点では確かに国家全体の連絡等から言へば、若干の支障はあつても、自治体というものに對して、住民はこの点において非常な魅力を感じ、警察というものに對する親近感というものを持つておるといふことも、これは各種の陳情を聞くまでもなく事実である。で、現行法はこういう性格というものを強く打出した。それによつて日本の警察行政或いは警察事務の執行というものが非常に合理的になつて来た。民衆と密着して来た。こういう点を何ら今度の改正法においては重大な問題としては考慮されておらない。自治体ということであるならば、自治体というものを尊重するといふこととあれば、こういう内容といふものが先ず何をおいても第一に考えられなければならないはずだと思ふ。それで衆議院における御説明を承りまして、現状におきましてこれは首相は指示権を持つておる。そこでそういう指示権を必要とした事例があるかといふようなことに対しては、例えば第二十條の二、第六十一條の二といふようなものは適用したことがないといふ御答弁を政府はなすつておる。発動に際して法律に不備があつたので、自治体警察というものを国家的な指揮監督の側へ或る程度引戻さなければならぬといふことならばわかるけれども、必要として考えられた法律でも全然発動しないといふのであるならば、今まで言われたところの自治体の性格といふものを全部抹殺するような方向に持つて行つて、而もなお自治体警察である。これは都道府県の事務であつて、国は警察事務に對しては都道府県に任せてあるのだと言つても、任せてあるという実態はどこにも出ていないやないか。この警察法全部に亘つて見ても、結局中央集権とか、中央の指揮監督を都合がいい方向に全部を横滑りしたものであつて、自治体警察のよさといふものを残したといふ点がどこにあるか、御説明願ひたい。

○政府委員(斎藤昇君) 御質問の点は非常に多岐に亘つておりまして、よくございいますから、個々のことについて或いはお答えを洩れをいたすかも知れませんが、大体的な考え方といひましては、先ほども申ししますように、いわゆる警察法に言う警察の権能或いは責任といふもの、即ち国民の身体、財産を保護し、或いは犯罪を捜査し、而もそれをいわゆる警察権によつて、国民の法に定められたところによつて、権利或いは自由を制限するといふこの警察作用は、これは地方公共団体の本来の固有の仕事とは考えられないのでありまして、これは国の行政作用であると我々は考えておるのであります。本来のものであるならば、法律に何も書いてなければ、各自治団体は警察を組織し、そして警察権限で住民の自由を拘束するといふ権能があるかといふことでありますれば、それはないと、かように判断をいたすのであります。そうなりますからこそ、現在の警察法におきまして、五千以下の町村には警察の仕事はございませんが、これは五千以下の町村には本来あるべき警察の権能が法律によつて取上げられておる、かようにしては考えていないのであります。又現在では府県の自治体警察は持つておりませんが、これは自治法第二條第三項第一号違反を、法律を犯しておる、かようにしては解釈をいたしておらんのであります。いわゆる警察法によるこの警察を組織し、警察官によつて警察の職責を果すといふこの作用は、これは国の作用であります。それをどの自治団体に委任をしてやらせるとか、どの自治団体に行政事務としてやらせることが適當であるかといふ判断によつて法律で定められておるのであると、かように解釈をいたすのであります。

そこで今度の法案は、五千以上の人口を持つた市町村に委任をするといふ形をとらないで、これを府県に委任をする、府県の行政事務としてやらせる、こういう観点に立つておるのであります。この實際上の必要その他は大の提案理由の説明その他で申上げておりますから省略をいたしますが、その法的な構成はさきようなことになるのであります。

そこで府県の団体に委任された警察でありますから、府県の自治体警察でありますが、併し人事権の一部については中央が持つ。又警察事務は全面的に府県公安委員の責任によつて運営管理されるわけでありまして、必要最小限度の事務は法律の定めた範囲内において中央から或いは調整をし或いは指揮監督をする、こういう構成であります。中央で或る特定の事務についでその仕事のやり方に指揮監督が加わつたり、或いは中央で調整をするといふ作用が入つておれば、これは自治体の任された仕事とは言えないといふふうには考えないのであります。全面的に何の制限もなしに任せておくといふのと、若干の中央の制限を付して行くといふ任し方の相違であります。何故に中央でさきような制限を付けるか、これはいわゆる警察事務の国家性が一部にあるといふ意味から中央において一定の留保をする、かように相成つておるのであります。現在の警察法におきましては、この警察の仕事が地方にも非常に關係が深い、又国として、制度の上に地域的に国家地方警察、いわゆる国警、それから完全な自治警と、こう分けてあるのではありませんが、併し警察事務の運営といふ点から考えますと、等しく同じ警察事務で

あるのに地域によつて一方は非常に国家性の強い組織、一方は全く殆んど完全な自治体に委任された組織といふことは警察運営上好ましくない、かような意味からこれを通俗に言いますと合せて二つに分つた、こういう考え方がございませう。なお足りない点があるかと思ひますけれども、御質問によつてお答えいたします。

○加瀬完君 私は自治警察にしろとか、自治警がいいとかいう議論を今言つておるのじやない。あなたがたが自治警だ自治警だと、今度の改正法による警察は自治警だ自治警だと言つておるけれども、自治警という根拠が法文の上に明確ではないんじゃないかと、それを聞いておるのです。只今の御説明によりますと、警察法による権能、責任というものはこれは国の権能である、言換へるならば警察作用は国の作用である、こういう御説明がなされたのであります。そこで府県に對しましては行政事務としてこれを委任事務として遂行させるんだ、これにさつきの長官、或いは昨日の大臣の説明を加えるならば、それはあたかも職業安定所のごとき事務と同様に考へてもよろしいというふうに解せられるのであります、第一点は今度の都道府県にあるたの言葉を以てすれば、委任されるところの警察事務は職業安定所の委任事務と同様なものだと思ひます。

第二の質問は、国の委任事務であるから、これは野放図に完全自治体の現状の警察のようなわけには行かされせん、それで国家的な見地から制限を当然付けなければならぬ、こういうことであるならば、あなたは先ほど国は警察事務を行わないのだ、警察事務は

都道府県にやらせるのだ、こういうふうな御説明がありました、それとは違ふのじやないですか、国が制限を付けないければならぬといふことは、即ち警察事務の国家性といふものをあなたは今説明されたが、警察事務の国家性といふことを強調されるならば、それは都道府県警察は自治警ではなく、国家警察の都道府県に對する委任事務である、こういうふうな解釈するのが当然であらうと思ひます。その理由をいたしまして、あなたは國警、自治警という二本建といふことは非常に警察運営上好ましくないもので、これを足して二で割つたやうなものが今度の改正法である、それは確かに足して二で割つたか、或いは割り方がどつちのほうから割つたか知りませんが、そういう一応解釈をそのまま卒直に受けることとして、その御解釈による警察運営上好ましくないといふのは如何なる観点に立つて警察運営上好ましくないかと考へられるか、これはあなたが國警長官として、或いは國警担当の大臣として国家的な警察業務といふものを考へるときに警察運営上好ましくないという結論が打出せるだらうと思ひますが、自治警の人たちのたくさん陳情でも警察運営上好ましくないといふことは耳を傾けないで、こういう民衆の声には耳を傾けないで、ただ警察運営上好ましくない、完全自治警といふものはあり得ないと言わんばかりの説明をされておる。完全自治警を育成するように憲法

或いは地方自治法で定められておる。その憲法、地方自治法で定められておる完全自治警の育成といふことは、その憲法の大神と背反するやうな警察運営上好ましくないといふことは、これは国家権能といふものを強力にしようという肚構えがなければならぬ、判断は下せない、その点どうですか。○政府委員(斎藤昇君) 職業安定事務と警察事務の考え方、これは詳細に申し上げると或いは若干違ふかも知れませんが、ただ公共団体の中に国の官吏がいるといふ点、それから先ほど秋山委員から御質問がありました国の官吏の行方仕事につきましても、自治体の知事を通じて行方であるといふことを私先ほど申し上げましたのであります。自治警と國警の二本建が面白くないと申しますことは、一つは警察の作用の性格から考へまして、都市における警察と申しまして、これは地方の住民に密接に關係を持つておるという点から見まして、又國の利害に非常に関係を持つといふ点から考へるならば、これは殆んど平等ではないかと、ここに差別を設ける必要がないのじやないかといふのが考へ方の一つでございませう。警察の地方性とそれから国家性といふもののバランスを、組織の上で国家地方警察、自治体警察、この二本建によつてバランスをとらうとしているのが現行法であります。ところがこれを府県警察に一本にして、その一つの制度の中で国家的要求、地方的要求、これをバランスさせようといふのが今度の法案であります。地方自治を育成をするといふ意味におきましては、成るほど五千以上の市町村、殊に警察を存置することをきめた市町村の育成には現行法は役立つてありましようが、そうでない町村の育成には全然役立つてない。或いは府県の自治行政の育成には全然役立つてない。今度の法案

は、併し警察事務は殊に最近一市町村を對象とするよりは広い地域を對象として行方ほうがよろしいという要請に鑑みまして、府県を一単位にする。そして府県の自治団体であるというほうが警察の事務の運営上適切である。かように考へると同時に、今度は府県という自治体といふものによつて地方住民との親近感を図らう、かようなわけでありまして、市町村に任されている場合、府県に任されている場合、地方住民の親近感に差異があるかどうかという点につきましては、これは見方によつて違ふ見方もございませう。同様の自治団体、同様に選挙によつて議員を出し、その首長を選挙によつて選出されておるから、府県の警察になつたからといつて地方住民から近親感が非常になくなるというものではないかと、かように考へておる次第であります。

○委員長(内村清次君) 今本會議において秘密保護法問題がかりますが、自由党のほうからは、実は表決がありますから、表決の前に本會議に出席するようにならねんかといふことも聞いております。それから緒方副総理も本會議のときには出られないからといふやうなことも聞いております。ちよつと速記をとめて。

○委員長(内村清次君) 速記を始めます。

午後二時五十六分休憩

○委員長(内村清次君) 休憩前に引續いて地方行政委員会を開会いたします。質疑を續行いたします。

○加瀬完君 先ほど國警長官からの御答弁があつたのであります、この点は大臣と長官二人に重ねてお尋ねをいたしたいと思ふのであります。一つは警察事務を都道府県に任せてありますのは、これは職業安定事務を知事を通じて行なつておるのと大体同じやうなケースである、こういう御答弁が長官からあつたわけでありましたが、これをそのまま受取りましてよろしいか。

第二は、現在自治警と國警という二本建になつておる、この不備をバランスさせるために新しい制度を考へたんだ、こういう御説明であります、これは一体國警にするのか、自治警にするのか。新制度においてははつきりと自治警にするといふのか、それとも國警にするといふのか、どちらであるか、この二点。

○國務大臣(小坂善太郎君) 国家公務員である府県警察本部長、或いは警視正以上の者に対して都道府県の公安委員が人事について関与することは、地方、国家全般的な命令系統に混淆を来たすのではないかと、或いは御意見がございまして、警察事務といふものが持つております国家性と地方性とのそれの区分からいいたしまして、両方に亘つておるというやうな観点からいいたしまして、こういう制度をとることは決して矛盾したものではない、こういう趣旨を申し上げたのであります。現に失業雇用の關係というやうな国家的にも関連があり、又地方的問題としても非常に關心の深い、関連性の多い問題については、例えば職業安

午後五時五十分開会

定に關する安定課長というものは地方事務官であるが、これは府県知事の指導の下にある、こういう場合もございませうということ、機能そのものが、フアンクションそのものが職業安定行政と警察行政と同じか、こういうことではないのであります。

それから次に、この新警察法におきます警察というものは自治警察であるのか、国警であるのか、こういうことでございませう、これも警察事務というものの持つております国家性と地方性との按配をいたしておるのであります、五条二項にございませう、

柄につきましては、適度に中央において統制をする、併し府県の公安委員会というものは独自の判断において府県警察を管理する、こういうのでございませう、従いまして、府県警察といふものはこれは府県における自治警察である、こういうことを申上げておるのであります、

現在地域的に自治警察と国家警察二本建になっておりますのは、警察事務というものが国家的性格と地方的性格を持つておりますからして、その地域的に分けるということが制度上幾多の盲点を持つておるし、又非能率不経済ということがありますので、やはり何と申しますか、縦割りにいたしまして、この警察制度にありませう、国民のために安い政府という言葉がございませう、その言葉の意味において申上げれば、安い警察である、

こういうことに考えるのであります。○加瀬完君 副総理が出られたのでありますから、長官のお答えは後日又頂ける機会がありますので、今の問題を副総理に重ねて尋ねたいと思ひます。

第三部 地方行政委員会會議録第四十五号 昭和二十九年五月二十六日【參議院】

す。前後の關係を若干補足いたします、昨日来大臣或いは長官のほうからは新改正法による警察は都道府県自治警察である、こういう説明が繰返されて申されたのであります。私も改訂案のあらゆる事項を見ましても、自治警察であるという確たる条文に接することができない。なお國務大臣として警察法案についての提案説明の内容を検討いたしまして、どうも御説明のように自治警察であるという点は甚だあいまいである、こういう点を疑問といたしまして御質問を續けて参つたのであります。只今お聞きのように大臣は都道府県の自治警察である、

こういうやはり明確なる答弁がなされたのでございませう、副総理も新改正法による警察は都道府県の自治警察である、こういう御確認をお持ちでございませうか、その点。

○國務大臣(緒方竹虎君) 只今小坂大臣からお答えいたしました通りに私も考えております。今回の新しい法案による警察は府県単位の自治警察である、そのなには府県の公安委員が管理をする形において十分に示されておると、かように考えております。

○加瀬完君 その問題は先ほども秋山委員から大臣並びに長官に出された問題であります、この職務執行の実際というものを、この条文を見て参りますと、都道府県の公安委員会というものは国家公務員である警察庁長官の指揮監督を受けるということになつておるのでございませう。自治警察であるべき都道府県警察が結局執行の全般に亘りまして国家公務員である警察庁長官の指揮監督に服さなければならぬ、

この一、一体自治体の立場というのをとりになられる場合、そういうふうな關係が生ずるのであるか、そこに私は一つの疑問を持たざるを得ない。なお先ほど大臣の御説明にあつたのであります、職業安定事務と同じようなケースとして、警察事務をこれは都道府県固有の事務ではない、公共団体の事務ではない、委任事務という形でその一部を任せるのだ、而も直接の責任というものはこれは国にある、警察の権能は国の統治権に属するものであるから当然国にあるのだ、

○國務大臣(緒方竹虎君) 国家公安委員が都道府県の公安委員を指揮監督しますのは、その第五條の第二項に關する、その点に關しまして都道府県の警察の自治性を阻んでおるとは考えないのでございませう。それから二番目のお尋ねになりましたことはちよつと頭に入りませんでしたが、この國家の警察事務を自治体に委任する仕方がいろいろあるのじやないかと思ふのですが、無条件に委任する場合もあるし、或る程度の限界をつけておる場合もある。そういう意味におきまして、委任したものがそれに對しまして責任を持つておると考えます。

と「警察庁長官は……、都道府県警察を指揮監督する」という事項がはつきりときめられておるわけでありませう。自治警察であるとするならば、自治警察の公安委員会に對して警察庁長官がどういふ根據によつて指揮監督することが一体できるのか、指揮監督をするということは自治体という権限というものを侵したことにほならない、自治体というものの権限というものを尊重すればこそこのやうな連絡方法がとられるのだということが何か法文の上でございませうか、

○國務大臣(緒方竹虎君) 警察に国家性と自治性と両面あることは先ほど小坂大臣から申上げた通りでありまして、この國家性に屬する面、即ち警察庁の所掌事務、これを自治警察に委任しておるもので、その点につきまして警察庁長官が都道府県警察を指揮監督いたしておるのであります。それは警察事務に國家性と自治性の二面があるということによりまして、差支えない、不審はない、そこに根據を持つておると解釈しております。

○國務大臣(小坂善太郎君) 副総理の御答弁の通りでございませう、何か御質問を承つてございませう、指揮監督ということが非常に広汎に亘つて指揮監督するやうにお考えではないかといふやうな印象を受けましたので、蛇足かも知れませんが、その指揮監督の範圍というものは警察庁の所掌事務についてでありませう。その所掌事務というものは何かと申しますと、これは五條に書いてあります所掌事務でございまして、その範圍において指揮監督をする、

○國務大臣(緒方竹虎君) 法文の上のことは國務長官から御説明申上げます。○政府委員(斎藤昇君) 法文的から申しますならば、警察庁の所掌事務は都

九

道府県警察に對しまして一部の事項について指揮をしたり調整をしたりするだけでありまして、警察事務全部を都道府県が行うのであります。これは第三十六條に「都道府県に、都道府県警察を置く。」「都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二條の責務に任ずる。」、警察の一切の責務は都道府県警察に任ずるということでありまして、この都道府県警察は従つて全面的に警察事務を責任を以て行うわけでありまして、都道府県警察の内部機構をい

に對しましては、指揮監督の中心にある本部長というものは何もこれは都道府県の地方公務員じやない、そういうたぐさんの矛盾がある。そういうことはここで議論していると長くなりますので一応やめますが、要は先ほどから聞いておりますのは、警察事務の全部は都道府県に委ねられてある、或いは都道府県のものであるというふうな御見解であります。先ほどの御説明ではそういうふうには言わなかつた。先ほどの説明では、この警察事務というのは本来国のものである。地方団体の公共事務ではない。そこで一部委員をするのだ、こういう御見解をとつておられ

公安委員会或いは都道府県の自主性というものに線を落して行くけれども、肝心要の一番初めの質問の、それならばその都道府県の一体公安委員会なり、或いは都道府県の警察なりというものの実体を押えているものは一体どこだということになりますと、本部長は中央が任命する、地方公安委員会に對しましては警察庁長官が指揮監督をする、それでは殆んど命令系統でその執行が決定されて行くところの警察事務におきまして、自治警察の効果というものは全然抹殺されているのじやないか。自治警察を強化したと言ふならば、自治警察を取上げられるような点

りますように、各所にその根拠を先ほど来御説明を申し上げておる次第です。○松澤兼人君 関連……、簡単に、最近小坂内務大臣なり、或いは又緒方副総理なりのお話を聞いておりますと、都道府県警察は自治警察であるということに非常な強調されているのであります。この問題につきましては、秋山君或いは又は加瀬君などから質問が行なわれているのであります。併し現在のい

○松澤兼人君 その辺のところは、これはもう全く常識的と申しますか、府県も自治体である、市町村も自治体である。そういう意味では府県警察も或いは市町村警察も自治体警察であるということとは論のないところでは。併し私が聞きましておることは、現行法によるところの市町村警察というものが自治体警察であるというその形式及び実体と、新しい警察法によるところの府県警察というものが持つておりますところの自治体警察ということの形式及び実体というものが同じものであるかどうかという問題が一つであります。

○国務大臣(諸方竹虎君) そのことだけを取上げて言われましたその点は、特に自治体尊重ということには私はな  
らんとします。この警察法の立案に

ものは、能率の点、それから責任の明確化、この将来起るべきいろいろな治安上の問題を想定いたしまして、責任の明確化ということを進めます上に、そういう意味における国家性格が育つて行くと申しますか、そういう点は今度の警察法には確かにあると考えております。

○笹森順造君 関連して。只今加瀬君の質問に対しまして副総理からのお答えは、警察の責任の明確化のために特に考へて国務大臣を國家公安委員長に充てたというお話でございましたが、この改正法案の最も大事な点は、やはり警察の責務の遂行ということに當つて、只今お話のことはかに不偏不党かつ公平中正を旨とするということが最も大事なことにように私どもはこれを了解しているわけでありませう。とこ

ろで今の責任の明確化ということとは、この点に對するところの御理解が、或いは又この法律を貫くところの精神がなかつたならば私は非常に危険を将来に残すものでなからうかと思うのです。そこでこの点に触れてだけ、ほかには耳らずにお尋ねして行きたいと思ひます。そこで副總理にお尋ねをいたしたいことは、国家公安委員会というものは、これは昨日も小坂大臣にいろいろとお尋ねしておりましても、なかなかはっきりした明快な答えを得られませんでした。ところで副總理にお尋ねい

たしますが、委員長は委員であるかないかという点から出発しなければならぬのであります。如何でございませうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 委員長は委員ではございせん。

○笹森順造君 そこで委員にあらざる者が委員会を構成するということは一般論上の矛盾を犯すものとお考えになりませんか。これは一般法理論から御回答を頂きたいと思ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) 法理的には差支えないと考えております。

○笹森順造君 差支えないという点とであるならば、その法理論的に差支えない理由を、ただおつしやらずにもつと明快な御回答をお願いいたします。緒方副総理にお願いいたします。

○國務大臣(緒方竹虎君) 委員会の構成につきましては、これは法律で定め差支えないものと考えております。

○笹森順造君 その法律で定めることを実はお尋ねをしているわけでありまして、つまり第二章の第四条の第二項には「国家公安委員会は、委員長及び五人の委員を以て組織する。」と掲げておりますことは、それ自体が制度上論理の一貫性に背馳するものだというのが私どもの見解なのであります。これは一般論理の上からお尋ねしているもので、そういうことをきめること自体の根本の理念に非常な誤謬を包蔵しているということについてのお尋ねでありますから、どうぞ明確なお答えをお願いいたします。

○國務大臣(緒方竹虎君) これは首都建設委員等の先例がありますので、その先例に基いて……。(昨月からそんなことを言っている)と呼ぶ者あり。

○笹森順造君 悪例は例としてお用いなさらんほうが適當でなからうかと思ひますが、(「同感だ」と呼ぶ者あり)どうしてもそういうことでは理論の明快な御説明にはならんと思ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) 警察事務という本来の性質上、これは警察的政治的中立性というものは尊重しなければならぬことは當然であると思ひます。

○笹森順造君 委員会の性格上の要件であります。「政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。」という規定は委員長に適用するものでありますか、適用しないものでありますか、お伺いいたします。

○國務大臣(緒方竹虎君) それはしません。そのために委員長は委員になつておられないのであります。

○笹森順造君 そこが問題なのであります。つまり総理大臣の任命する委員長たる國務大臣は、その身分の本質においては政治運動ができるものであります。ところが委員には政治運動を禁じているはずであります。必須的な要件はこの政治的中立性に対して、委員長には及ばないというのが只今の副総理の言明のように伺ひましたが、その通りでありますか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 當然にそうなつて参ります。

○笹森順造君 従つて、この制度は政治運動のできない委員の上に政治運動のできる國務大臣をその会の長として確定的におく。従つてこの制度は不偏不党の原則を無視した大きな抜け穴を作つてゐる。それが副総理の御意図であると思つてよろしうございませうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) すべての場合にそうであるとは私考えません。委員長は表決権を持つていないのであります。五人の委員は大体において委員としての判断をしてくれると考えております。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私に聞いておりますのは、そういうこの適用の問題ではなくて、制度上そういうこの委員長には中立性、不偏不党というものをしなくてはならないという制度になつてゐるのではないかとこの法の最も大事な点として私どもははつきりしておきたい点でありますから、制度上この委員長には不偏不党というものは要求しておらんという制度であるか私どもは理解するのであります。如何でございませうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 現在の政党内閣の下におきましては、そういう点もやむを得ないと思ひます。

○笹森順造君 政党内閣の下においてはやむを得ないというところがやはり私どもはこの法律を作る上において重大なるこれが点でなければならぬというので、この法律を私どもは賛成し得るか、賛成し得ないかという問題の根本がここに参りますので、これは先だつて来檢察庁法の十四条の発動といふことで、御承知の通り参議院でも非常にいる議論が起つております。

○國務大臣(緒方竹虎君) いろいろを私どもは心配してございまして、特にこの問題について私はお尋ねしているもので、この問題は私は特にそういうことを政党内閣のある以上はこれはやむを得ないといふことをどこまでも言明されて、而も制度上それがこの法律を作る上において適當なり、又反省する必要なし、これを強行しようという御意思であるか、重ねてお伺ひいたします。

○國務大臣(緒方竹虎君) いろいろ反省する必要なしという強いお言葉を述べたにしましても、政府としてはこの方法を見なして出した次第でございませう。

○秋山長造君 ちよつと関連して。これを是なりとして出したということになると、結局見解の相違ということになつてしまつて、これはどうも話にならないことになつてしまふのですけれども、そうではなくして、やはり今の笹森さんの御質問は、これはもう誰が

考えても當然先ず第一に持つべきこれは疑問であると思ひますが、今度の新法の第二条に掲げてあります、「警察の活動は……その職務の遂行に當つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし」という大原則がある。又第三条には更に「不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する」という宣誓をすることになつております。この宣誓は當然これは國務大臣たる国家公共委員長にいたしましてもやらなければならぬ。そうなりますと、政党内閣の幹部であり、そして政党内閣の一員であり、そして今副総理のおつしやるうちに、政治活動を積極的に行ふことも止むを得ないというやうな人に不偏不党且つ公平中正に職務を遂行しろといふやうな宣誓をやらせること自体がそも／＼矛盾しているのじやないか、無理にできないことを言つておるのじやないかというように考へるのですが、その点は如何ですか。

○國務大臣(緒方竹虎君) これは警察の中立性、政治的中立性といふことは申すまでもないことであります。責任内閣制の下におきましては、その政府が治安の責任をとるといふ場合に、政府の閣僚の一人がその国家公安委員との間の連絡を円滑にするために公安委員長になつておるといふことは、これは考え方でありまして、そうすも、政府としては差支えない、そうすることによつて治安の責任をはつきりし得ると考えております。

○秋山長造君 昨日小坂さんも頼りに、ただこれは大した意味はないんで、国家公安委員会と政府との連絡を円滑にするだけのものだというやうな

ますから、制度上この委員長には不偏不党というものは要求しておらんという制度であるか私どもは理解するのであります。如何でございませうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 現在の政党内閣の下におきましては、そういう点もやむを得ないと思ひます。

○笹森順造君 政党内閣の下においてはやむを得ないというところがやはり私どもはこの法律を作る上において重大なるこれが点でなければならぬというので、この法律を私どもは賛成し得るか、賛成し得ないかという問題の根本がここに参りますので、これは先だつて来檢察庁法の十四条の発動といふことで、御承知の通り参議院でも非常にいる議論が起つております。

○國務大臣(緒方竹虎君) いろいろを私どもは心配してございまして、特にこの問題について私はお尋ねしているもので、この問題は私は特にそういうことを政党内閣のある以上はこれはやむを得ないといふことをどこまでも言明されて、而も制度上それがこの法律を作る上において適當なり、又反省する必要なし、これを強行しようという御意思であるか、重ねてお伺ひいたします。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私に聞いておりますのは、そういうこの適用の問題ではなくて、制度上そういうこの委員長には中立性、不偏不党というものをしなくてはならないという制度になつてゐるのではないかとこの法の最も大事な点として私どもははつきりしておきたい点でありますから、制度上この委員長には不偏不党というものは要求しておらんという制度であるか私どもは理解するのであります。如何でございませうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 現在の政党内閣の下におきましては、そういう点もやむを得ないと思ひます。

○笹森順造君 政党内閣の下においてはやむを得ないというところがやはり私どもはこの法律を作る上において重大なるこれが点でなければならぬというので、この法律を私どもは賛成し得るか、賛成し得ないかという問題の根本がここに参りますので、これは先だつて来檢察庁法の十四条の発動といふことで、御承知の通り参議院でも非常にいる議論が起つております。

○國務大臣(緒方竹虎君) いろいろを私どもは心配してございまして、特にこの問題について私はお尋ねしているもので、この問題は私は特にそういうことを政党内閣のある以上はこれはやむを得ないといふことをどこまでも言明されて、而も制度上それがこの法律を作る上において適當なり、又反省する必要なし、これを強行しようという御意思であるか、重ねてお伺ひいたします。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私に聞いておりますのは、そういうこの適用の問題ではなくて、制度上そういうこの委員長には中立性、不偏不党というものをしなくてはならないという制度になつてゐるのではないかとこの法の最も大事な点として私どもははつきりしておきたい点でありますから、制度上この委員長には不偏不党というものは要求しておらんという制度であるか私どもは理解するのであります。如何でございませうか。

お話なんです。そういうことだつたら何もわざわざ「国家公安委員長というやうな重大なポストへつけないくても、現在のように小坂さんが國警担当の國務大臣ということをやつておられて、それで十分意思の疎通なり連絡調整ぐらゐの仕事はできるんじゃないかと思ふ。にもかかわらず、国家公安委員長という重大な職につけて、而もこれが採決権を持つておる、招集権も持つておる、又公安委員会に常時出勤して、そしてこの公安委員会を総括して、又これを外部に対して代表するというやうな重大な権限を持つておるものになぜつけないばならないか、その点がどうしても納得できない。如何です。

○國務大臣(緒方竹虎君) 従来の警察制度六年間の経験に鑑みまして、もう少し政府との連絡を円滑にしたいという考えから、この立案をいたしましたのであります。

○秋山長造君 そういたしますと、政府のはうの今度の法律案の提案説明の中には、従来の國警は余りに国家的な性格にすぎた自治的な要素が薄い、それから自治警のほうは自治的な性格にすぎた国家的な要素が薄い、どつちも極端同士だから仲よく両方やめて、真中をとつて、そして府県警察を設けた、こういう御説明なんです。だから少くとも中央部における任命権その他に關する限りは従来のやり方よりもより自治的、より民主的な方向に一步近付かなければ、仲よくやめて真中をとつたということにならないと思ふ。特に警察のやうな権力機構におきましては、人事権を誰が持つか、任命権を誰が持つかということが、これはもう重大なポイントになることはわかりきつ

ているはずなんです。ところが従来の国家的な性格にすぎたおとしやつておるところの國警ですら、長官の任免権というものは国家公安委員会が持つておつた。ところが政府の原案では国家公安委員会ではなしに總理大臣みずから持つておるやうに變つておるんです。衆議院の修正でその点は再び國家公安委員会が持つことになりましたけれども、併しその任命権を持つておる國家公安委員会は従来の公安委員会ではございません。委員長は今言ふやうに政府の一員である國務大臣が委員長なんです。これはもう總理大臣が任免するも五十歩百歩で余り違ひない。いずれにしても「国家的な性格を露骨に出してゐる。又府縣の本部長の任免権にいたしまして同じことで、これが本場に地方の自治体警察であるならば、地方の警察を事実上動かして行く最高責任者である本部長というものの任免権は、當然府縣公安委員会に与へて然るべきものだと思ふ。にもかかわらずさういう一番重大なポイントだけは中央のほうで握らう、こういうことになつてゐるんですからして、やはり全般としては國警も自治警も仲よくやめて中間をとつたというものでなくして、自治警を國警へ吸収してさうして更に中央からの統制力は一層強化して、國家的性格を更に強く出した上で、而もそれを紛飾するたために、公安委員会は従来通り置いておるというだけのものにすぎないんではないかと思ふ。如何ですか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 今のお尋ねは國家公安委員会の構成、或いは國家公安委員になる人の選び方に多分に私は触れやしないかと思ひますが、いづれ

にいたしましたも、今回の法案の一面には治安確保の責任と、その責任を明確化するというのが大きな理由の一つになつておるのであります。さういう意味から多少従来の警察制度と違つた点が現れておるのは政府としては止むを得ないと考えておりますが、たださういふ場合にも、警察本来の政治的中立性ということとはどこまでも尊重して参りたいという点から、國家公安委員その他の公安委員のあり方を考えたのであります。

○笹森廣造君 緒方副總理にお尋ねしたいのですが、國務大臣を國家公安委員長に任命するという点について、一点でお尋ねをしたいわけでありまして、この任命された國家公安委員長たる國務大臣は、やはり特別職として警察行政にこれは當るころの職員と私どもは了解しておりますが、よろしゅうございませうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) その通りであります。

○笹森廣造君 然らば、それに対するところの最も重大なる實務は、今申し上げましたやうに不偏不党及び公平、これは中立でなければならぬ。従つてこれは當然その警察行政を担当する職員としてのやはり態度をどこまでも守らなければならぬというところになるわけだと思ひますが、それであるにもかかわらず、先ほどの答へであります。政治活動を積極的に行ふことも禁止しておらぬということになりますと、この法自体の矛盾というものを私ども見出す。私はこれは運営上先ほどからお答へになつておりますことをお尋ねしてゐるのではなくて、制度上この

法自体が矛盾を犯し、その矛盾を犯しておるものは、何としても本當の真意はこの警察の、國家公安委員長になりまます大臣をして思ふ存分に總理大臣の考えを運行せしめても何ら差支ないといふやうな制度上の一つの大きな抜け穴をそこに作つておく意圖に出るものだとどうしても解釈しなければならぬ。それを運営の上でさうしませんと言つても、ここにさういふやうな制度があるといふこと、従つてそこに掲げておられます「目的」とか、美辭麗句とはそも「矛盾するところのもの」がそこに現れて来る制度だといふこと、それを言葉は適當でありませうが、カモフラージュしたやうな恰好でさういふやうな工合に出て、而も當然良識として考えられる委員長は委員でなければならぬものを、委員会は委員長並びに委員ででき上り、而も委員長は委員にあらずといふやうな奥に苦しいやうなことをしなければならぬといふことは、どうも私どもはこの点については法を考へる者としては納得ができません。でありますから、その真意がここに隠されておることを私は非常に遺憾に思ふ次第であります。その点について法の建前の矛盾を感じないかといふことをもう一回はつきりと尋ねておく次第であります。

○國務大臣(緒方竹虎君) 今仰せになりましたこの總理大臣の意圖というものは、どういふ意味にお使いになつたか知りませんが、總理大臣の政治的意圖をこの公安委員会の委員長である國務大臣を通して警察の面にふんだんに発露させて、それによつて警察本来の政治的中立性が損われてもかまわんと

いう考えは、意圖としては全然政府は持つておりません。であります。この政党内閣制の上でできる政府内閣、それとこの警察本来の政治的中立性というものを調整するために今回のやうな制度を考へたのであります。それを矛盾と言はれるのであらうと思ひますが、私どもの考えとしては、今日民主主義の政治形態の上から當然である政党内閣、それとこの中立性を當然に持つべき警察との間の調整をここに充そうとしてゐるのであります。

○秋山長造君 政府のほうは先ほども笹森委員がおつしやつたやうに、あの法律上から言ひまして、最も公平中正に不偏不党に行動がされなければならぬあの法務大臣の十四条の指揮權、あの指揮權をああいう非常に政治的な、極めて政治的な動機によつて發動されて輿論の非常な非難を加へられた。又我々參議院におきまして、これは不當である、速かに撤回されたいといふことを政府に対して勧告決議をやつておる。あれと同じことをこの國家公安委員長のポストを通じて政府はやらぬといふ限らない。あの檢察庁法十四条さえ發動するので、これを通過してやらぬといふことは断言できない。で、例えば、警察があつた場合に、やはり國家的重要法案の審議だといふやうなことに名を借りられて、そして國家公安委員長の権限なかり地位なりを利用して、そして警察を抑えるといふやうなこともこれは絶対にないとは限らない。やろうと思へばできると思ふ。その点について、やろうと思つてもできないのかどうか。その点どういふやうにお考えになつて

いるか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 如何に制度がありまして、その政府の意図によりましては、その政府が行われると考へます。例にお挙げになりました警察庁法第十四条の指揮権の発動であります。これもたゞ／＼申上げておきますように、別に違法ではないと考へております。ただ政府として、政府の重要政策の成立の上から止むを得ないとして、法に従つて行なつたのであります。勿論これに對しましては、国会の批判、又輿論の批判、或いは總選挙に當つて總決算を受ける、これは當然にあるべきことで、又民主制というものはそれによつて私は大きな間違いがなく行けるのだと考へております。で、仮にこの警察制度でなくとも、想像としてはいろいろな憲政が想像されると思ひます。思ひます。政府がこの法案を作りましたのは、従来の警察制度を運営いたしました経験に鑑みまして、又更に今日の治安の状況、或いは将来起り得べきいろいろな治安上の問題を想定いたしました。こゝまでの国家性と申しまするか、政府の警察に對する態度、責任を明確化する上において、こゝまでの制度は止むを得ないという考へから、信念を持つてこの法案を作つたような次第でございます。

○秋山長造君 あつた十四条の発動はこれは不法ではないとおつしやる。成るほど不法であるかどうかということにつきましては、なお議論がございまいしやう。併し少くとも不当な発動であるということはこれはもう断言しても構はない。現に我々参議院は總意において、あの発動は不当である、だから速

かに取消せということを政府に對して勧告しておるわけなんだ。だからこの國家公安委員長の問題にいたしましては、或るほど、不法だということとはなかなか断定できないにしても、少くともこの十四条の発動に類するやうな不当な運営ということはややうと思へばやれると思う。やる余地は大いにあると思う。そういうことを通じまして、今緒方さんはそれはやりにならないかも知らん。併しながら我々としては絶対に今の政府がやりにならないという安心はできないと思う。又今後どのような無茶な政府ができて、これを濫用して、そして選挙干渉なり或いは思想弾圧なり、どういふことをやらないとも限らない。それがすべて不法ではないじやないかというやうな口実の下にやらないとも限らない。そこでやはりこの運営の問題だとか、心がけの問題だとかではなしに、さつき笹森委員のおつしやつたやうに、飽くまで制度の問題としてそういう余地が絶対にないやうに、飽くまで二条二項に掲げられておる不偏不党、公平中正にやるまいと思つてもやらざるを得ないやうな制度を我々としては考へておかなければならぬと思う。その点につきまして、政府の御見解をもう一度重ねてお伺ひしておきたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) 不当であるか不当でないかということ、これは恐らく如何なる場合にも議論が分れると考へます。政府としては従来の経験に鑑みまして、この程度の警察制度、政府がこの程度に介入して止むを得ないという信念の下にやつておるのだ、この制度の上にとつて不当なことをする、この不当の見方についてはいろいろ／＼あらうと思ひますが、これは私は政治的に輿論とか国会の批判を受ける以外にいたし方ない。制度といたしましては、政府が六年間の経験の結果、この結論に達したと申上げるよりしようがない。而もそれもすべてのことにこの府県単位の自治警察を政府が権力を以てどうするといふのではないのであります。これは先ほど申上げておりますやうに、五条に限られた項目についてのみ介入するのであります。その点は多分に運営の点もあらうかと思ひます。

○松澤兼人君 先ほど笹森委員の質問で、國家公安委員会の委員長は警察の職務を行う特別職の職員であるかとお聞きしたときに、その通りであるといふやうにお答えになつた。そうしますと、當然に第三條の適用があるといふやうに解釈されるのであります。その通りに解釈してよろしうございませうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 三條の適用は大臣に對してはございせん。○松澤兼人君 先ほど笹森委員の質問に對して特別職の職員であるといふやうに、警察の職務を行う特別職の職員であるといふやうにお答えになつた。それが間違ひであるならば間違ひであるといふことをはつきりお答え願ひたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) ちよつとその点私よく頭に入つておりません。か、長官からお答えいたします。○委員長(内村清次君) これはその点は重要な点ですから、そこで打合せせられてもいいんですけれども、副總理から答弁してもらはないと……。

○國務大臣(緒方竹虎君) 國家公安委員長は特別職であります。が、一般職の規定を準用してございせんので、この第三條の宣誓を行なつてございせん。

○松澤兼人君 これは緒方副總理は國家公安委員長はこの職員の中に入らないのだと、こゝういふことをはつきりお答えにならないければいけないのです。恐らく警察局長官はさういふやうに答へられると思う。そうでなければ、當然特別職であらうと一般職であらうと第三條の適用を受けるのです。

○秋山長造君 すべての職員と書いてある。○松澤兼人君 ですから、今までおつしやつたことが間違ひであるならばはつきり間違ひである、國家公安委員長は國務大臣を以て充てるのであつて、第三條の適用は除外されるということをはつきりお答えにならないければいけないのです。

○國務大臣(緒方竹虎君) その通りであります。○松澤兼人君 その通りでありますと言ふんですから、三條の適用を受けないのだ。○加瀬亮君 この公安委員会の制度というものを見ますときに、只今の三條或いは十條の三項という点において公安委員長は飽くまでも政治的に中立である。不偏不党である。又政治活動をしてはならないといふことを建前にしておる。さういふ立場において公安委員会というものが形作られておつた。今度の政府は國家公安委員長というものは只今の副總理の御答弁のやうに、これは公安委員と同じやうな義務を持たないものだ、もつと極端に言

うならば政治介入を許容しておるのだ、こゝういふことになりませんが、よろしうございませうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) その通りであります。○加瀬亮君 公安委員でないから公安委員長は政治介入を許容されておるのだといふことであるならば、公安委員長の権限というものは實際において公安委員会においては相当大きく作用するわけでありませう。さういたしますと、公安委員会は現状のやうな不偏不党或いは政治的活動を禁止すると、さういふことは守れないわけだ。公安委員会の性格といふものは全然なくなつてしまふのだ。結局公安委員会そのものを、副總理の先ほどの答弁ならば政党内閣の當然のこととして政治介入をしてもやむを得ないのだ、それは公安委員会の規定でありますところの十條の三、或いは又改正法によるところの三條の宣誓の服務内容といふものは全然それで帳消しにされる。さういふことになるわけでありませうが、それでもよろしいのですか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 公安委員が政黨員であつてはならないといふことではないのであります。今の公安委員長の場合であります。これはやはり同じく政黨員でありますが、その公安委員の人の選任の仕方、又公安委員の運営によりまして、世論の前に公安委員長は政治的意図が露骨に出るものではない。そこには今日の世論政治、民主政治の妙味があつて、それなしには如何なる制度の下にも民主政治、世論政治は行へないと思ひます。○笹森顯造君 どうもはつきりしませんの、余りむずかしいのじやないの

ですから、はつきりとお答え願いたいのですが、この三条はこの法律によつて「警察の職務を行うすべての職員は」とあります。従つてさつきは一般職でない、特別職だからいいということをおつしやいましたが、すべての以外に何があるのをごさいますか。すべての職員ということ、すべてはすべて、オールということ、すべてということなんだ。すべての以外に何があるんですか。極めて子供の質問のようですが、すべての以外のものというのは何でありますか、それをお尋ねしたい。すべてというのは全部入るんでございましょう。むずかしいことはないのですから、お答え願います。

○國務大臣(緒方竹虎君) これは特別職を除いたすべての一般職員であると考えます。特別職を除いた一般職の職員すべて。

○笹森順造君　　そういうことはどこに書いておりますか、この法案を通じて。それをお示し願います。(こじつけたよ)と呼ぶ者あり然らばそんなこととは明らかにされておらなければならぬ。このすべというの是一般職の、みということであるならば、先ほどは特別職もこの警察職の行政をつかさどる職員であると我々は解されておる。今のお答えを若し証擧げけるものがありまするならば、この法案のどこの条文の何を以てそれをお示しなさるのか、明確にお答えを願いたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 少し事務的に亘りますので私からお答えいたします。(事務的じやない、政治的な問題だよ)と呼ぶ者あり) あと國務大臣からお答えいたしたいと思います。第三条は宣誓の内容を讀つてある規定で

ございまして、第三条はです、ね、服務の宣誓の内容に関する規定でございまして、この職員が「宣誓を行うものとする」とこういうことを規定してあるのであります。でこの場合には当然国務大臣というようなのは宣誓の義務から除外されておる。こう解するものと思います。こういう場合に一般に申しまして、御承知のごとく職員というものは一般職の職員に関する規定であるということとは御承知の通り……。

○笹森順造君 國家の行政に当りまする職員は、この範疇をわけて一般職とし、或いは特別職としておることは申上げるまでもない。そこでこの法律は「すべての」という文字を使つておられますのは、何故に然らばすべての一般職と言わずに「すべての職員」と言われたか、これに対して小坂大臣の御説明はどうしても満足が行かないのであります。お答え願います。

○参謀長(内村清次君) ちよつと待て下さい。小坂国務大臣の答弁では満  
足できないと言つておられますから、  
やはりこれは副総理のほうから。

○國務大臣(緒方竹虎君) 小坂國務大  
臣がもう一度明瞭にするために發言を  
求めておるのです。

○委員長（内村清次君） それでは小坂  
 国務大臣。

○国務大臣(小坂善太郎君) この法律によつて規定されております「すべての職員」という場合には、これは一

般職の職員を指すということはこの法律をお読み下されば当然出て来ると思います。

○笹森順造君 どうもそういう今の小坂大臣の答えでは、副総理の言明に於ける裏付けとはどうも聞きとれません

ので、これはどうしても私どもは單にこの法律に対して賛成であるか不賛成であるとかいうのではなくて、法自体に矛盾があるということを犯してはならないと、法自体に矛盾があるということを犯してはならないという立法の立場から突は良心的にお尋ねをしておるわけであります。• でありますから、これはもう少しく、それでは私どもがなぜこういうことに懸念しておるかという、先ほど運用の面に関している、と、こうすればそういうような間違いないと、

か、欠点がないというお話をされておるのでありますが、これは私どもももう一歩進めて内容の点を申し上げますと、過去における政党内閣、現在、将来における政党内閣が如何なる政治活動をし、如何なる選挙の場合に干渉するかということについて、必ずしも私どもは過去のことを考えて申すのではなくありますが、ただ制度の上で将来における選挙がありました場合に、過去における選挙と同じく、政党内閣が干渉する

る警察方というものが内閣総理大臣に  
いは警察担当の大臣を通じていろ／＼  
選挙干渉をやつて、そうして日本の政  
治を冒瀆するような多くの好ましから

もの心配いたしまするのは、ほかの問題もありまするけれども、運営上の問

題から言うと、私のここでお尋ねするのは不偏不党の原則を無視した大きな

ここに抜け穴ができて、将来この選挙の場合等において、選挙干渉がしてやれ得るようなこれが制度になつてお

るということの懸念なのであります。そこでこの不偏不党というものが、やはり一般の職員でありまする一般職の

職員ばかりでなく、すべての職員といふものに対してこの国家公安委員会というものが要求しておるところの点が

ば、私どもが満足できんということをは懸念しておる。併しそれは懸念なしということになつて、水掛論になるといふから、制度上そういうことをすればし得るような間違いを起してはならないと思つて私は尋ねておる。そうして今度は、先ほどからのお話では、国家公安委員会たるものとして、委員長たるものとして総理大臣から任命せられるもの、これは職員の一入である

とおつしやる。而して小坂大臣のお願によりますと、一般職のことのみであつて、それは特別職を含まないのだとおつしやる。だがこの法律では、ほかの法律は別として、ここに提示されたものはすべての職員ということがあるのであるから、そのすべてのものの外に何があるかということを実はお尋ねしておるのでありますして、もう一言明確にお答え願います。

私の答弁では御満足ないようでありま  
すから、重ねて申し上げますが、国家  
公務員法によります国家公務員は宣

の義務を負うてゐるのであります。この第三条は国家公務員法の宣誓義務に関する特例ではないのでありまして、

「公平中正にその職務を遂行する旨の昭務の宣誓を行うものとする。」、そう、

た趣旨の宣誓を行うものということでありまして、特にこの点を強調してゐる、こういうことであります。笹森

員も閣僚の御経験があると思います  
が、お互いに国家公務員で、特別職  
国家公務員になった経験はあると存

るのであります。これは宣誓はいたしておらないのであります。そこで公選委員会におきまして、これは本来

に宣誓の義務はないのであります。が、第十条におきまして特に宣誓の義務を課つておりますので、さうな關係と御承知願いたいと思います。

○笹森顯造君　それでは重ねてお尋ねいたしますが、すべて法律を作る場合に必ず總則というものがあつて、その法律の最も大事な目的条項というものがあるわけであります。而も又その目的に従つて行政に関する實務というものも明確化されている。只今のお話

はたまくこの宣誓という一つの形  
的なことについてのことで疑問が起つ  
てお尋ねしたのでありますが、警察の  
實務というものに対しても、やはり今  
のことのように特別にこの實務を負わ  
なくてもよろしいという範疇の中にす  
の国家公安委員長が入るのであります  
か、それをお尋ねしなればならんす  
であります。今の小坂大臣の御答弁  
は、宣誓という一つの形式に関して

の尋ねるのもつとこの法の目的各  
項であり、その責務の大きなものの中  
に不偏不党、又公平中正ということが

あるか。それから随分せらねるといふことを拡張してお述べるのであります。これは副総理にお尋ねいた

○国務大臣(緒方竹虎君) 大臣であります。

まず国家公安委員長といえども、国家公安委員長として警察事務に係る以上、この責務遂行に当つて

不偏不党、公平中正を旨としなければならぬことは申すまでもないことである。

○笹森順造君 先ほどのお話では、偏不党且つ公平中正を旨とするといふことに對して、政党内閣の大臣といふ

ものがその政治活動をして、これが除外せられておるものだというお話だったのであります。只今のお話との間に矛盾があるようにお聞きします。つまり先ほど私の懸念してお尋ねいたしましたのは、積極的に政治活動をするとか、政党の役員になるということとはならんのだと、そうすることがなぜ必要かという、それは委員に対して今の不偏不党並びに公平中正の態度を堅持せしめるために委員会の委員にはそういうことを要求して政治活動は禁止している。その上に置かれるところの委員長というものが、政党内閣の一員であるところの國務大臣であるとするならば、そこにこの立案の趣旨の矛盾を来たして、而もその感化というものが不偏不党を侵すことになりはせんかということでは先ほどお尋ねしておつたのであります。そこで先ほどのお答えでは、國務大臣というものが、先ほどの条項に対して政治的な積極的な活動をしてよろしいのだ、この責務は受けないとおつしやる。而もこの法律を貫く不偏不党というものが飽くまでもこの法の精神でなければならん。だからそこで矛盾がないのであるか。先ほどのお話になつたことと今のお話と非常に食い違ひがあるように思ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) それは私少しも違つていないつもりであります。が、政党内閣の國務大臣が国家公安委員長になつてその警察の事務に携わる、そういう場合におきましては、警察というものの本来持つております不偏不党の政治的な中立性、それを尊重すべき立場にあることは申すまでもないことであります。併しながら政党内閣というものが一つの先入的な立場、先入的な申ししますか、きまつた立場を持つておられますので、その限りにおいてその政府の政策が治安確保の上に現われる場合があるうと考へます。その間の調整をやつて、この言葉が少し悪いかも知れませんが、政府の治安政策と申しますか、それが決して政府の、或いは政党のための私をするのではないのでありますけれども、政府の政策面、それから公安委員会の運営、その間の連絡をよくして行くことによつて調整を図つて行く。そういう何でありまして、國務大臣が公安委員会の委員長になつた場合におきましては、警察本来の性格を尊重すべきこととは、これはもう國として当然のことだと思ひます。その間においては先ほど申したことで矛盾はしてないと思ひます。

○笹森順造君 どうも、事を仕訳してお尋ねしたらなお結論に達しやうと思ひますのでお尋ねいたしますが、国家公安委員長として任命せられるであろうところの國務大臣が、選挙の場合に選挙運動する自由があると認めますが、如何でございますか。

○國務大臣(緒方竹虎君) ちよつと初めのあれがわかりませんでした。が、国家公安委員長である……。

○笹森順造君 國務大臣が政党内閣に属するところの役員として、選挙の際に選挙運動することがあると思うのです。が、如何でございますか。

○國務大臣(緒方竹虎君) それは政党内閣であり、政党内閣である以上、選挙運動という限界はつきりいたしませんが、自分の当選を期する上においては選挙運動することは当然であると思ひます。

○笹森順造君 単に自分のことの当選のためばかりでなく、自分の党のために選挙運動をするということがあり得ると考へますが、如何でございますか。

○國務大臣(緒方竹虎君) それは国家公安委員長になりました政党内閣、國務大臣は、この警察担当である政治的な立場から政治的に自制すべきであると考えます。従いまして、一般の党の選挙運動に選挙運動を担当してやるべき地位にはないと思ひます。

○笹森順造君 それでは私から私は政党内閣と聞いています。緒方副総理はおやりにならないでしょう。併し又そういう御認識であるうけれども、この法制度の上でやるのは私は当然だと思ふ。そのことはできることなんでしょう。それが不偏不党というものの原則に反するということになるから、その疑いを私は私では考へて、つまりその点を明らかにしたい。先ほどからお話のようにいふと、同つた趣旨は、他の意味において或いはこの警察の能率化を期するとか、或いは又この警察行政がその当時の内閣の責任を明確にするためにやるとかという御趣旨については私も了解が出来ます。併しそれ以外に今申し上げたことが非常に大きな懸念の点であるので申し上げておきますが、結局今のお答えでも制度上はそういう党のためにやるべきことが得る状況にあるのだというに私は考へられるので、その点が如何でございますかというのを聞いています。

○國務大臣(緒方竹虎君) 制度上はその制限を受けておりません。おりませんが、私は今の政党内閣を円滑に運営して行く上には、その国家公安委員長になつた國務大臣は政治的に選挙運動を自制すべきであると思ひます。

○笹森順造君 只今のお答えはそれは心得としてはその通りでありまして、けれども、制度上そういう大きな欠陥があるものであるならば、やはりこの法律を立法的に考へます場合に、ここに一つの或いは不適当と申しますか、或いは又この法律が欠陥がある、こう私どもは考へなくてはならぬ。今のお話で制度上そこにそういうような可能性があるのであるということをお聞きしました以上は、やはりこの法律を完璧を期するためにはこれを改めるのが然るべきじやないかと私はこう思ひますが、如何でございますか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私が先ほど申し上げております政党内閣と警察の政治的中立性との両立と言ひますか、その間の調整ということが若し認められますならば、これは決して法の欠陥ではないと思ひます。今日の政党内閣制の下におきましては止むを得ない制度でありまして、従つて私が申します政治的自衛の必要がそこに生じて来る、さうに考へております。

○松澤兼人君 その点副総理の御希望としてはよくわかるのであります。が、併し國務大臣は政党内閣であり、そしてまた友人の選挙運動に手伝いに行くと云ふようなことは当然あり得ることなんでしょう。ですから制度上はできるんであります。御希望としては我々はいく承つておきますけれども、制度上できる。それが警察の運営に對して影響を与えない、勿論これは委員会の表決はしないということでありまして、けれども、併し、いや投票はしないけれども、最後の可否を決するときにはやはり自己の意思を以て決定する地位にあるのであります。でありますから、委員がどんなに不偏不党であつて中正でありまして、政党内閣であり且つ政治的な影響力を持つ委員長であり、公正或いは中正、不偏不党であるべき警察の運営というものが左右される虞れがある、これをどういふふうにしてチェックされるかということが我々の心配なのであります。その点を一つ……。

○國務大臣(緒方竹虎君) それは党として、又政府として政治的自衛をする以外にチェックする途はないと考へます。

○松澤兼人君 笹森さんの心配しておられることも、若しそういう政治的影響力を国家公安委員会、或いは警察の運営に對して及ぼしたくないという御趣旨であるならば、条文を改正して、国家公安委員長はこれの政治運動はしてはならないということを明確にすべきではないかということが笹森さんの質問の趣旨であるうと思ひます。この点は絶対に現在の提出されております改正法案を動かす御意思はございませんか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 政党内閣の下において選挙運動をして悪いということでは私は思ひません。従つて、私は政治的に考へる以外にないので、その政治的の考えを勝手にやれるかといへば、これは輿論の批判に待つ以外にない。そういう点から私はこの今の法案を、御審議を願つておる法案を愛

えるべきではないと考えます。

○松澤兼人君 それでは少し観点を變えてお尋ねいたします。国家公安委員会におきましては、委員長が故障である場合において委員長代理を定めるということになっております。この委員長代理は勿論これはこの場合には不偏不党でなければならぬ、又公正中立でなければならぬ、この点はよくわかるのです。そういたしますと、委員長が事故があるという場合は、あなたがお考えになつておられます。つまり政府と警察当局、或いは公安委員会というものと連絡というものは、そこでぶつとりと切れてしまふ恰好になります。が、そういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) それは委員長代理になつておられるのは委員長の意思に従つて代理をやつておられると考へますので、その間委員長に期待された連絡関係がぶつとり切れるということはないと考へます。

○松澤兼人君 委員長に故障があつて、實際上相談にも行けないし、そういう場合です。全く政府との関係は切れてしまふ。そういうことであるならば、この委員長代理というものをこしらへるよりは、長期に亘る故障のような場合には國務大臣を替へて、そうして警察大臣と申しまするか、公安委員長である國務大臣を新たに選任しなければならぬ。そうじゃないですか。

○國務大臣(緒方竹虎君) それは当然であります。代理というのはどういふ工合の代理か、代理とおつしやつたから……。

○松澤兼人君 六条に書いてあるじやないですか、六条に……。

○國務大臣(緒方竹虎君) 相談もできんような場合であれば、それは國務大臣を更迭する以外に途はないと考へます。

○松澤兼人君 具体的な問題についてお伺いしたいのでありますが、衆議院の修正によりまして少しく變つておりますけれども、警察庁の隊長は警察庁長官として、最初の案によると「内閣總理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免する」ということになつております。これはたまたまここに齋藤

○國務大臣(緒方竹虎君) 相談もできんような場合であれば、それは國務大臣を更迭する以外に途はないと考へます。

第三部 地方行政委員会會議録第四十五号 昭和二十九年五月二十六日【參議院】

ないですか、六条に……。

○國務大臣(緒方竹虎君) 相談もできんような場合であれば、それは國務大臣を更迭する以外に途はないと考へます。

○松澤兼人君 具体的な問題についてお伺いしたいのでありますが、衆議院の修正によりまして少しく變つておりますけれども、警察庁の隊長は警察庁長官として、最初の案によると「内閣總理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免する」ということになつております。これはたまたまここに齋藤

○國務大臣(緒方竹虎君) 相談もできんような場合であれば、それは國務大臣を更迭する以外に途はないと考へます。

○松澤兼人君 具体的な問題についてお伺いしたいのでありますが、衆議院の修正によりまして少しく變つておりますけれども、警察庁の隊長は警察庁長官として、最初の案によると「内閣總理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免する」ということになつております。これはたまたまここに齋藤

○國務大臣(緒方竹虎君) 相談もできんような場合であれば、それは國務大臣を更迭する以外に途はないと考へます。

○松澤兼人君 具体的な問題についてお伺いしたいのでありますが、衆議院の修正によりまして少しく變つておりますけれども、警察庁の隊長は警察庁長官として、最初の案によると「内閣總理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免する」ということになつております。これはたまたまここに齋藤

○國務大臣(緒方竹虎君) 相談もできんような場合であれば、それは國務大臣を更迭する以外に途はないと考へます。

○松澤兼人君 具体的な問題についてお伺いしたいのでありますが、衆議院の修正によりまして少しく變つておりますけれども、警察庁の隊長は警察庁長官として、最初の案によると「内閣總理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免する」ということになつております。これはたまたまここに齋藤

第三部 地方行政委員会會議録第四十五号 昭和二十九年五月二十六日【參議院】

得ないと考へます。

○松澤兼人君 現行警察法の中にあります。それは国家公安委員会の抵抗がありまして、總理大臣が内閣長官を罷免するといふようなことはできない。併し改正警察法によれば委員長が國務大臣であるし、二対二というやうな場合には國務大臣の意思によつて罷免するといふやうなことは或いはできるのではないかと、こういう心配を持つております。あり得ないといふことになりません。

○國務大臣(緒方竹虎君) それは總理大臣が改めて国家公安委員会の同意を得なければならぬことと簡単にできると思ひません。

○松澤兼人君 簡単にできるか、むづかしいかどうか知りませんが、けれども、制度上はさういふふうになることにするのじやないですか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 制度上は不可能であります。公安委員会の判断によればできることはありませんが、けれども、公安委員の判断を政府の考へへの通りにするといふことは私は不可能であると思ひます。

○松澤兼人君 不可可能であるといふ法律的根拠と申しますか、その点は如何でございませうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 政府が公安委員に余儀なくせしめてすることは不可能であります。公安委員の自然の判断によつてすることはあり得るかと思ひますが、政府が力を以て公安委員をえませんが、政府が力を以て公安委員を

○松澤兼人君 不可可能であるといふ法律的根拠と申しますか、その点は如何でございませうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 政府が公安委員に余儀なくせしめてすることは不可能であります。公安委員の自然の判断によつてすることはあり得るかと思ひますが、政府が力を以て公安委員を

第三部 地方行政委員会會議録第四十五号 昭和二十九年五月二十六日【參議院】

動かし、指図するといふことはできないと思ひます。

○松澤兼人君 例へばその場合に、委員が二対二というやうな場合には、賛成が二で、反対が二という場合には国家公安委員長がこれを決することはできる、容易にできるのじやないですか。

○國務大臣(緒方竹虎君) そういう場合にはできませんが、それは公安委員が自由に判断をした場合にそれができると思ひます。でその公安委員の判断を強制することはできないと思ひます。

○委員長(内村清次君) ちよつと待つて下さい。緒方副總理は二時間という話だったので、大体もう二時間ちよつと……、いま一分……、いまジャストだ、ジャストです。

○國務大臣(緒方竹虎君) いや、午前も出ていますよ。

○委員長(内村清次君) ええ、午前が十八分出ていらつしやいました。今が一時四十分で、五十八分……。

○國務大臣(緒方竹虎君) 今が一時四十分、その前が……。

○委員長(内村清次君) ええ、それから丁度ジャストなわけですよ。二時間の約束だから……。

○松澤兼人君 「もう少し、僕らだけ勉強させないで、國務大臣にももう少し勉強させるようにして下さい」と述べた。

○秋山長造君 「もうすぐやめますから」と述べた。

○秋山長造君 今の問題も更にお尋ねしたいのですけれども、少し別な問題を一応私お尋ねしたいと思ひます。

緒方副總理は、従来新聞紙上において承るところによりまして、しばしば知事官選論を唱へられた。それから又吉田總理もしばしば唱へられて、おいて、知事は官選がよろしいといふことをはつきりおつしやつた。又我々のこの地方行政委員会関係大臣である塚田自治庁長官についても、我々しばしばこの問題についてお尋ねしたのですが、やはり少くとも個人的には、個人的意見としては知事は官選制のほうがよろしいといふやうな意向のようです。で、やはりこの警察の問題につきましても、府県の知事を今後どうなさるかといふことが重大な前提になつて参りますので、この点について副總理の御見解を伺いたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私は知事官選論をしたことにはないと思ひますが、総理、或いは塚田大臣がそういう話をしたことはあるかも知れませんが、知事官選と今の民選知事との間には長短両面あると思ひますが、いずれにしても、これを假に官選にするとしてもなか／＼容易でない。政府としては、地方制度調査会に諮問はしておりますが、これが実現するまでには私は實際問題としてさう簡単には参らない。でありますだけに、この今の警察制度の関連におきましては、今の民選知事の制度が継続するものとして御審議を願つて結構だと考へます。

○秋山長造君 今はその御意見はないというお話ですが、今後の見通しとして

○秋山長造君 今はその御意見はないというお話ですが、今後の見通しとして

○秋山長造君 今はその御意見はないというお話ですが、今後の見通しとして

○秋山長造君 今はその御意見はないというお話ですが、今後の見通しとして

○秋山長造君 今はその御意見はないというお話ですが、今後の見通しとして

○秋山長造君 今はその御意見はないというお話ですが、今後の見通しとして

○秋山長造君 今はその御意見はないというお話ですが、今後の見通しとして

て知事官選に持つて行つたほうがいいか悪いかわからぬとお考えになるか、その点お見通しを……。

○國務大臣(緒方竹虎君) それはこういう公のところで申し上げるのは、よほど検討しないといふと、はつきりした結論は申し上げかねます。

○秋山長造君 現在この政府のほうとして、地方自治法の改正に關連いたしまして、この府県の性格をどうするかということが非常に大きな懸案になつておる。で現に自治法におきまして、案をお造りになり、そして結局いろいろ閣内の意見がまとまらないために、正式に国会に提案された自治法改正の内容には、府県の性格を變えるという問題ははずされております。併しな

がらその試案として政府の部内で審議の対象になつておりますものには、やはり府県の性格を相當塗り變えて、そしてまあいわば半官半自治的なものを持つて行こう、第一段階で……まあ悪く解釈すれば知事官選へ持つて行く先ず第一段階というふうな線が出ておるのであります。で、そこで我々としては、やはり遠からず吉田總理あたりの再三の言明に鑑みまして、府県或いは知事は国の出先、国の官吏というところを持つて行かれるのではないかと

いう心配を持つております。でありますから、今度のこの府県警察というものが、又そういう知事官選というように、この予想の下にやむを得ず先ず第一段階として、府県警察という名前において國家警察一本化へ一歩近づいておる。そして近い将来に知事官選等が行われると共に、もう既成事実とし

てこれは國家警察一本に持つて行くというふうな伏線ではないかというように疑問を持たざるを得ない。その点について政府の見解を質したい。

○國務大臣(緒方竹虎君) この法案は官選知事制度を予想してこしらえたものではございません。實際問題としても、知事官選が實現するのはよほど……、

時間がある。この法案の御審議に關係はないと考えます。

○秋山長造君 この、かなり時間があるといふのは、具体的には少くともこの数年間はそんなことは問題にはならないという程度であります。それとも相當の時間というものは、もうこの半年か、一年というふうな程度のものであります。

○國務大臣(緒方竹虎君) 何も申せませんが、まだ政府として、先ほどのお話のことも閣議に一度もかけておりませんし、この政府でいつ實現しようというふうな目途は少しも持つておりません。

○委員長(内村清次君) ちよつと……、それでいいでしょう。もういいでしょう。それでは一つ……。

問題であります。私は副總理に最後の一つはつきりとさせて置きたいのは、自治体警察の性格よりも國家警察の性格に遙かに引寄せたのじやないかというところなんでありませう。これは先ほど言われました國家公安委員長の問題と共に、現行法の第六十二条、或いは第六十三条を見まして、「内閣總理大臣は國家公安委員会の勧告に基づき」云々といふことがあります。し、直接的な指揮という言葉はないのであります。ところが改正案の第七十一号によりますと、「内閣總理大臣は、その緊急事態を收拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとす。」といふことがあるのであります。公安委員長をして或る程度政治介入を許容いたしておるというところが、それから總理大臣の直接指揮、この二つの点からしても、

○國務大臣(緒方竹虎君) 何と申せませんが、まだ政府として、先ほどのお話のことも閣議に一度もかけておりませんし、この政府でいつ實現しようというふうな目途は少しも持つておりません。

○委員長(内村清次君) ちよつと……、それでいいでしょう。もういいでしょう。それでは一つ……。

○秋山長造君 「一つだけ聞きたいのですが、簡単に……七時までと副總理はおつしやるのだから、あと十分」と述べ

○委員長(内村清次君) いやもういいでしょう。(笑)

○秋山長造君 「そんなこと言わずに、重大なことだから」と述べ

○委員長(内村清次君) いやちよつと副總理、一つと言ふのですから……。

○加瀬完君 笹森委員のほうからまたびたび出されました國家公安委員長の

問題であります。私は副總理に最後の一つはつきりとさせて置きたいのは、自治体警察の性格よりも國家警察の性格に遙かに引寄せたのじやないかというところなんでありませう。これは先ほど言われました國家公安委員長の問題と共に、現行法の第六十二条、或いは第六十三条を見まして、「内閣總理大臣は國家公安委員会の勧告に基づき」云々といふことがあります。し、直接的な指揮という言葉はないのであります。ところが改正案の第七十一号によりますと、「内閣總理大臣は、その緊急事態を收拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとす。」といふことがあるのであります。公安委員長をして或る程度政治介入を許容いたしておるというところが、それから總理大臣の直接指揮、この二つの点からしても、

○國務大臣(緒方竹虎君) 何と申せませんが、まだ政府として、先ほどのお話のことも閣議に一度もかけておりませんし、この政府でいつ實現しようというふうな目途は少しも持つておりません。

○委員長(内村清次君) ちよつと……、それでいいでしょう。もういいでしょう。それでは一つ……。

問題であります。私は副總理に最後の一つはつきりとさせて置きたいのは、自治体警察の性格よりも國家警察の性格に遙かに引寄せたのじやないかというところなんでありませう。これは先ほど言われました國家公安委員長の問題と共に、現行法の第六十二条、或いは第六十三条を見まして、「内閣總理大臣は國家公安委員会の勧告に基づき」云々といふことがあります。し、直接的な指揮という言葉はないのであります。ところが改正案の第七十一号によりますと、「内閣總理大臣は、その緊急事態を收拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとす。」といふことがあるのであります。公安委員長をして或る程度政治介入を許容いたしておるというところが、それから總理大臣の直接指揮、この二つの点からしても、

○國務大臣(緒方竹虎君) 何と申せませんが、まだ政府として、先ほどのお話のことも閣議に一度もかけておりませんし、この政府でいつ實現しようというふうな目途は少しも持つておりません。

○委員長(内村清次君) ちよつと……、それでいいでしょう。もういいでしょう。それでは一つ……。

○秋山長造君 「そんなこと言わずに、重大なことだから」と述べ

○委員長(内村清次君) いやちよつと副總理、一つと言ふのですから……。

○加瀬完君 笹森委員のほうからまたびたび出されました國家公安委員長の

問題であります。私は副總理に最後の一つはつきりとさせて置きたいのは、自治体警察の性格よりも國家警察の性格に遙かに引寄せたのじやないかというところなんでありませう。これは先ほど言われました國家公安委員長の問題と共に、現行法の第六十二条、或いは第六十三条を見まして、「内閣總理大臣は國家公安委員会の勧告に基づき」云々といふことがあります。し、直接的な指揮という言葉はないのであります。ところが改正案の第七十一号によりますと、「内閣總理大臣は、その緊急事態を收拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとす。」といふことがあるのであります。公安委員長をして或る程度政治介入を許容いたしておるというところが、それから總理大臣の直接指揮、この二つの点からしても、

○國務大臣(緒方竹虎君) 何と申せませんが、まだ政府として、先ほどのお話のことも閣議に一度もかけておりませんし、この政府でいつ實現しようというふうな目途は少しも持つておりません。

○委員長(内村清次君) ちよつと……、それでいいでしょう。もういいでしょう。それでは一つ……。

○秋山長造君 「そんなこと言わずに、重大なことだから」と述べ

○委員長(内村清次君) いやちよつと副總理、一つと言ふのですから……。

問題であります。私は副總理に最後の一つはつきりとさせて置きたいのは、自治体警察の性格よりも國家警察の性格に遙かに引寄せたのじやないかというところなんでありませう。これは先ほど言われました國家公安委員長の問題と共に、現行法の第六十二条、或いは第六十三条を見まして、「内閣總理大臣は國家公安委員会の勧告に基づき」云々といふことがあります。し、直接的な指揮という言葉はないのであります。ところが改正案の第七十一号によりますと、「内閣總理大臣は、その緊急事態を收拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとす。」といふことがあるのであります。公安委員長をして或る程度政治介入を許容いたしておるというところが、それから總理大臣の直接指揮、この二つの点からしても、

○國務大臣(緒方竹虎君) 何と申せませんが、まだ政府として、先ほどのお話のことも閣議に一度もかけておりませんし、この政府でいつ實現しようというふうな目途は少しも持つておりません。

○委員長(内村清次君) ちよつと……、それでいいでしょう。もういいでしょう。それでは一つ……。

○秋山長造君 「そんなこと言わずに、重大なことだから」と述べ

○委員長(内村清次君) いやちよつと副總理、一つと言ふのですから……。

○加瀬完君 笹森委員のほうからまたびたび出されました國家公安委員長の

問題であります。私は副總理に最後の一つはつきりとさせて置きたいのは、自治体警察の性格よりも國家警察の性格に遙かに引寄せたのじやないかというところなんでありませう。これは先ほど言われました國家公安委員長の問題と共に、現行法の第六十二条、或いは第六十三条を見まして、「内閣總理大臣は國家公安委員会の勧告に基づき」云々といふことがあります。し、直接的な指揮という言葉はないのであります。ところが改正案の第七十一号によりますと、「内閣總理大臣は、その緊急事態を收拾ため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとす。」といふことがあるのであります。公安委員長をして或る程度政治介入を許容いたしておるというところが、それから總理大臣の直接指揮、この二つの点からしても、

○國務大臣(緒方竹虎君) 何と申せませんが、まだ政府として、先ほどのお話のことも閣議に一度もかけておりませんし、この政府でいつ實現しようというふうな目途は少しも持つておりません。

○委員長(内村清次君) ちよつと……、それでいいでしょう。もういいでしょう。それでは一つ……。

○秋山長造君 「そんなこと言わずに、重大なことだから」と述べ

○委員長(内村清次君) いやちよつと副總理、一つと言ふのですから……。

問題であります。私は副總理に最後の一つはつきりとさせて置きたいのは、自治体警察の性格よりも國家警察の性格に遙かに引寄せたのじやないかというところなんでありませう。これは先ほど言われました國家公安委員長の問題と共に、現行法の第六十二条、或いは第六十三条を見まして、「内閣總理大臣は國家公安委員会の勧告に基づき」云々といふことがあります。し、直接的な指揮という言葉はないのであります。ところが改正案の第七十一号によりますと、「内閣總理大臣は、その緊急事態を收拾ため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとす。」といふことがあるのであります。公安委員長をして或る程度政治介入を許容いたしておるというところが、それから總理大臣の直接指揮、この二つの点からしても、

○國務大臣(緒方竹虎君) 何と申せませんが、まだ政府として、先ほどのお話のことも閣議に一度もかけておりませんし、この政府でいつ實現しようというふうな目途は少しも持つておりません。

○委員長(内村清次君) ちよつと……、それでいいでしょう。もういいでしょう。それでは一つ……。

○秋山長造君 「そんなこと言わずに、重大なことだから」と述べ

○委員長(内村清次君) いやちよつと副總理、一つと言ふのですから……。

○加瀬完君 笹森委員のほうからまたびたび出されました國家公安委員長の

問題であります。私は副總理に最後の一つはつきりとさせて置きたいのは、自治体警察の性格よりも國家警察の性格に遙かに引寄せたのじやないかというところなんでありませう。これは先ほど言われました國家公安委員長の問題と共に、現行法の第六十二条、或いは第六十三条を見まして、「内閣總理大臣は國家公安委員会の勧告に基づき」云々といふことがあります。し、直接的な指揮という言葉はないのであります。ところが改正案の第七十一号によりますと、「内閣總理大臣は、その緊急事態を收拾ため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとす。」といふことがあるのであります。公安委員長をして或る程度政治介入を許容いたしておるというところが、それから總理大臣の直接指揮、この二つの点からしても、

○國務大臣(緒方竹虎君) 何と申せませんが、まだ政府として、先ほどのお話のことも閣議に一度もかけておりませんし、この政府でいつ實現しようというふうな目途は少しも持つておりません。

○委員長(内村清次君) ちよつと……、それでいいでしょう。もういいでしょう。それでは一つ……。

○秋山長造君 「そんなこと言わずに、重大なことだから」と述べ

○委員長(内村清次君) いやちよつと副總理、一つと言ふのですから……。

といふことは取りも直さず国家公安委員会が都道府県警察を指揮監督する、  
かういふことですか。

○政府委員(斎藤昇君) さようでございますが、国家公安委員会が直接やるのではなく警察庁長官をしてやらしめる、かように御理解を頂きたいと思ひます。

○秋山長造君 その指揮監督の責任はやはり国家公安委員会が持つのですか。

○政府委員(斎藤昇君) さようでございます。

○秋山長造君 そういたしますと、警察庁長官はただ国家公安委員会のいわば事務局として国家公安委員会の旨を受けて都道府県警察を指揮監督するに過ぎない、かういふことですか。

○政府委員(斎藤昇君) 事務局といふのではなく、警察庁長官という人格においてやるという点が現行法と變つておるところであります。

○秋山長造君 その点が警察庁長官は全面的に国家公安委員会の管理に服するわけですね、そうでしよう。だから結局警察庁長官が行うところのすべての行為といふものは、国家公安委員会の管理に服したという前提の上で行われる行為であるわけですね。

○政府委員(斎藤昇君) その通りであります。

○秋山長造君 だからそうなることやばり又事務的には警察庁長官が都道府県警察を指揮監督することになるけれども、併しその指揮監督する権限なり、或いは責任の主体といふものは飽くまで国家公安委員会になければならぬ、かういふように考えられるのですか、そう解釈してよろしうございませう。

すか。

○政府委員(斎藤昇君) 実際上はさうでございますが、法文構成といひましては、警察庁長官は国家公安委員会の持つてゐる職務内容と言ひますか、第五各号に掲げておられますその事務を処理する権限を持つてゐる、事務局としてではなしに、同じ幅において権限を持つてゐるわけでありませう。ただ独自の見解でやるのではなくて常時公安委員会の管理に服しながらやる、かういふこととあります。

○秋山長造君 だからこの独自の権限といふものは、警察庁長官の独自の権限といふものではないわけですね、そうでしよう。全面的に国家公安委員会が行政管轄もやり運営管轄もやるということ、つまりもう全面的にこの権限と責任は全部国家公安委員会が持つてゐるということとあります。

○政府委員(斎藤昇君) 国家公安委員会の持つてゐる権限の幅と長官の持つてゐる権限の幅とは同じわけでありませう。同じわけでありませうが、長官はその幅において独自の権限として持つてゐるわけでありませう。単に事務局であつて一々細かいことまで一切公安委員会の判がなければ指令が出せないうといふのではなく、公安委員会は最高方針その他において警察庁長官といふものを管理して指揮監督はしておりますが、併し国家公安委員会の持つてゐる幅の権限内において国家公安委員会から一々承認を受けなくても自己の権限でやれる。この考え方は、例えば甲という省があつてその省に外局がある、その外局の長といふものはその省の大臣の管理に服してゐるわけでありませう。併しなから外局の長官或いは外局

の長は独自の権限としての行為をなすことができるわけなんです。その關係でございます。(少し違ひじやないか)と呼ぶ者あり)

○秋山長造君 そういたしますと、現行法には十三条に「長官は、国家公安委員会の指揮監督を受け、国家地方警察本部の事務を掌理する」と書いてありますが、やはりこの現行法とこの今度の場合とは同じじやないかと考えられるんですけれども、その点は如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) 現行法は建前から申しますと、この法律の書き方から申しますと、現行法は国家公安委員会といふもののだけが権限の主体でありまして、長官はこれを補佐する、いわゆる補佐する事務局といふ建前をとつてゐるわけなんです。ところが今度長官は補佐をする事務局といふよりは、むしろ長官としての一つの権限を持つた官庁ということになるわけでありませう。

○秋山長造君 その点がどうもよくわからないのですが、そうしますと、長官といふものは国家公安委員会の権限外にはみ出す部分が何かその権限としてあるわけですか、その点がどうも。

○政府委員(斎藤昇君) はみ出す部分はないわけですね。ございませうが、現行法の建前でありませうと、国家公安委員会から、これ／＼はお前の名において措置してよろしいという委任を受けてなければ長官の名において行動ができません。ところが今度の法案は、もう初めから長官の名において行動を全面的に国家公安委員会が指揮監督ができる、指揮監督する公安委

員会の管理に服する。そこで国家公安委員会としては、これ／＼のことにつては自分のほうに伺ひなしにやつてはいかんぞ、かういふことはできるわけでありませう。できますが、その点は逆になるわけですね。

○秋山長造君 そういたしますと、結局長官が独自の権限に基いてやつた行為に対する責任といふものは、行為についての責任といふものはやはり公安委員会に対して長官が負うわけですか。

○政府委員(斎藤昇君) さようでございます。

○秋山長造君 そういたしますと、長官が何かやる場合には二通りあるわけですね。長官が公安委員会と全然無関係に独自でやつた、併しその結果については公安委員会に対して責任を負う、だからあとから、あんなことをやつては困るじやないかと言われた場合には頭を下げる、かういふ形になるわけですね。それからもう一つの場合は初めから独自でなしに国家公安委員会に長官に対してかういふことをやれ、ああいうことをやれと言われて初めてやる場合、この二通りあるわけですね。

○政府委員(斎藤昇君) さようでございます。あとの場合はむしろこれ／＼のことは公安委員会の承認なしには勝手にやつてはいかんぞという制限は公安委員会からつけられるわけでありませう。又長官が独自にやつておつても、それらのことについて公安委員会のほうから積極的に発動して行つて、かういふことをやれ、ああいうことをやれといふ指揮はできるわけですね。

○秋山長造君 そういたしますと、その長官のやる仕事の内容といふものは

十七条によつて、五条の二項にずつと挙げてゐるわけですね。で、これらの項目についてはこれはまあ勿論公安委員会が独自の権限として持つてゐるわけなんです。それらの事務の中で長官が独自で公安委員会とは無連絡に独自でやれるといふ事務の内容は、具体的にどういふこととあります。

○政府委員(斎藤昇君) これは国家公安委員会の定め方でありまして、国家公安委員会ができるだけ細かいことまで自分のほうの承認を得さうと思へばさういふ定め方ができるわけなんです。いわゆる公安委員会の管理の仕方でありませう。それによつて變つて来るわけなんです。

○秋山長造君 そういたしますと、国家公安委員会が非常に周到に細かい点にまでやろうと思へばできる。そうすると、国家公安委員会が周到に細かくやればやるほど長官としては独自にやる範囲といふものは非常に少くなつて来る。殆んど現行法における事務局といふ建前と同じわけになる。国家公安委員会が大ざつぱにきめてくれれば、あと長官が独自にやる範囲といふものは非常に広がる。かういふこととあります。

○政府委員(斎藤昇君) さようでございます。

○秋山長造君 どうもよくわからないのだけれども……

○松澤兼人君 先ほど齋藤国警長官が、現行法によると国家地方警察本部の長官といふものは補助機関であるといふようにおつしやつたのですが、それは補助機関といふ性格はどういう性格なんですか。

○政府委員(斎藤昇君) 現行法により

ますと、第十一條に「国家公安委員会に、その事務部局として国家地方警察本部を置く」と書いてあるわけ

です。従つて国家地方警察本部は国家公安委員会の事務部局だ、こういうわけ

でありますから、事務部局の性格上公安委員会の事務を掌理する部局というわけですから、まあ一口に言えば公安

委員会を補助する機関、かように申上げたのであります。

○松澤兼人君 事務部局ということは補助機関ということを直ちに言えるわけですか。

○政府委員(斎藤昇君) まあ一口に言

うと、申上げたわけでありましたが、とにかく国家公安委員会の権限に属する事項に関する事務を処理させるために「その事務部局として」と書いてあるわけですから、これは独立した一つの官庁とは考えられない、か

ように解釈いたしております。

○松澤兼人君 いや、改正法によるとこの警察庁の長官というものは、そういう事務部局ではなくて、いわゆる官庁機構の中においてと考える場合に、先ほど秋山君が質問されたように事務部局ではなくて国家公安委員会の権限をそのままと持っている、こういうわけですか。

○政府委員(斎藤昇君) さようでございます。国家公安委員会のまゝ外局のようなものです。これは国家行政組織法によりまして、あれに当てはめて解釈いたしますと、国家公安委員会の附屬機関、かように解釈いたすのであります。

○松澤兼人君 あの改正法の場合には附屬機構だとおつしやるのですか。

○政府委員(斎藤昇君) さようでございます。国家行政組織法にいう附屬機

関。

○松澤兼人君 そうしますと、現行法による事務部局というのはそういう附屬機構ではない。

○政府委員(斎藤昇君) これは国家公安委員会の中に包括される事務を掌理するための部局に過ぎません。従つて外局とか或いは附屬機関という一つの別個の行政機関ではございません。

○秋山長造君 その点政府の原案では、警察庁長官の任免権を総理大臣が持つ、公安委員会なしに総理大臣の任免権を持つという当初の建前から言へば、或いは今長官がおつしやるように警察庁というものが公安委員会のまゝいば附屬機関という外局のよう

な形で或る程度この任免権を通じて獨立性を持つというようなことも説明がつくのではないかと思ひます。ところがその重要な警察庁長官の任免権が総理大臣から再び国家公安委員会のほうに移つたわけですね。まあ勿論総理大臣の承認ということはありませんけれども、併し任免の主体はやはり国家公安委員会が持つ。そうなりますと、最初の建前と今度衆議院で修正を受けた後の警察庁のあり方というものはこれはそういう面でも變つて来やしませんか。

○政府委員(斎藤昇君) その意味合

い、いわゆる任免権の所在如何ということによりましてこの警察庁の性格、法律的な性格これは變りません。任免権が総理にありまして、公安委員会にありまして警察庁長官の法律上の性格というものは變更を受けません。

○秋山長造君 もう一度お尋ねします

が、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督というものは飽くまで国家公安委員会の管理の下において都道府県警察を指揮監督する、従つて都道府県警察に対する指揮監督の最高の責任者というものは飽くまで国家公安委員会である、こう解釈していいのですか。

○政府委員(斎藤昇君) 御所見の通りであります。

○秋山長造君 そういたしますと、警察庁長官が都道府県公安委員会を指揮監督をするということよりも、国家公安委員会が都道府県公安委員会を管理するなり指揮監督するなりということのほうが正しいのではないかと。まあ事実上はこれは警察庁長官が府県警察本部長を指揮監督するということになつても、少くとも制度の建前、法律の建前としては国家公安委員会が国の警察の最高責任者である、この国家公安委員会が府県警察の最高責任者である府県公安委員会を管理するなり指揮監督するなりという形にしたほうが本当ではないかと思ひますが、その点は如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) これはさやうな立法方式も考え得られるわけでございますが、国家公安委員会はまあ大体原則としては大綱について、大綱を警察庁長官に示す、警察庁長官はその大綱の範囲内で実際の具体的な事務について責任を以て行うという建前をとつておりますから、先ほど御説明申上げたやうなことにいたしておるのでございます。

○秋山長造君 国家公安委員会は左に

掲げる事務について警察庁を管理するとしてすつと項目が並べておるのです

が、国家公安委員会が府県警察を指揮監督をするというのにも恐らくここに掲げられておる項目についてだろと思

う。そこでこれらの事務について最高の管理権を持つておるのは国家公安委員会ですから、やはり地方におきまして、府県警察をこれらの点について指揮監督をする最高の責任はやはり国家公安委員会が持つ、まあ持つておるの

のでしようけれども、持つておるならばその通りを法文の上でも謳うことのは

うが私は正しいのではないかと。その点そうお考えにならないですか。

○政府委員(斎藤昇君) まあどちらが正しい正しくないということではなからうかと思ひますが、現実日常起る個々の事務につきましては、むしろこれは警察庁長官が自己の判断においてやつたほうがよろしい、併しそのやり方の大綱というものはこれは国家公安委員会というものが示すというものが通常のあり方ですから、そういう意味から申しますと、大臣と外局の長、そういう形のほうが実態に合う、かやうに考えまして、実態に合うやうに規定をいたしたのでございます。

○秋山長造君 今の御答弁の大臣の外

局の長とはどういう意味ですか。

○政府委員(斎藤昇君) これは他の官

庁におきまして、例えば農林省なら農林大臣といたしましたら、現在はどうなつておるか知りませんが、以前は水産庁とか水産局は外局になつております。水産庁長官は任せられた権限において自己の判断においてやるわけですから、併しそれについて最高責任はやはり大臣が負うておる。それと同じ

関係だと申上げたのであります。

○秋山長造君 そこで更にお尋ねをいたしますが、これらの第五條二項に掲

げてある点については、国家公安委員会の管理の下に警察庁長官が府県の公安委員会を指揮監督をするということであるならば、それらの点に關する限りは府県の公安委員会というものは独自の権限は持つてないということになるわけですか。

○政府委員(斎藤昇君) 第五條各号に

掲げます事務柄につきましては、中央から指揮監督を受ける。或いは調整を受ける。その限りにおいてはその監督なり調整なりに従う義務があります

が、併し自己の権限において都道府県警察を管理するということにまあ抵触するわけではないわけですが、やはり自己の責任において中央の統制なり或いは調整に従つてやると、こういうわけでございます。

○秋山長造君 そういたしますと、府

県の公安委員会というものは府県警察に關する限り行政管轄と言わず運営管理と言わず、全面的に府県警察に対しては権限を持つておる、こういう際です。ところが今のお話は全面的に権限を持つておるとは言うけれども、五條の二項に掲げてあるやうな事務については警察庁長官の指揮監督を受けなければならぬ、こういうことになる、そうするとそこに矛盾ができて来やしませんか。

○政府委員(斎藤昇君) 矛盾とおつし

やる意味はわかりませんが、全然無条件に権限を持つてゐるか、或いは限られた事務柄については指揮監督を受けながらその権限を持つてゐる、こういうわけでありまして、何ら矛盾はない

○加瀬完君　そういたしますと、結局現行法の事務部局というものを、事務部局じゃなくて国家公安委員会の外局

は外局にしなければならぬ理由、現行法を外局のように改めるのは、都道府県警察を指揮監督させる執行機関の

葉ですが、今長官のお話によると、道府県警察を指揮監督するけれどもこれは必ずしも従わなければならん

は罷免権を包含することには  
らないと思うわけでありま  
す。指揮  
督というのは要するにその事務に關

府県の選挙管理委員会を指揮監督するという規定が今あるわけでございす。この場合においては任免権も没

ますし、今のマンデイマスの規定も実は準用になっておりません。従いまし、指揮監督をする限りにおいて勿論その下級の指揮監督を受ける立場にあるものがその命令に従わないでいいというものがこれはないわけであり、当然従うべきものであります。それに對する最後の保障がない、そういう意味の指揮監督、そういうことであると思います。普通の法律規定によりまして、或る命令規定が必ずしも罰則を伴っているというふうに限つたものではございません。罰則がないからといってきかないでもないというのでは勿論ないわけであり、当然法律上きく義務はあるわけであり、その保障としての罷免権がない、こういうことだろと思ひます。

○秋山長造君 これは私はやはり政府のほうで提案された原案の場合ならば、この指揮監督ということが非常にばつかりしてびつたりして来るのです。それは警察庁長官が都道府県警察の本部長を任免するのですからね。だからその建前の下でこういう都道府県警察の指揮監督をするという規定ができて来たのじやないかと思ひます。ところが衆議院修正によつて變つて来たわけですね。で、警察庁長官が都道府県本部長の任免権は持たないことになる。国家公安委員会が持つことになった。そういうように前提が變つて来たので、この原案通り都道府県を警察庁長官が指揮監督をするということとをそのまま残すことはよつとおかしいではないかと思ひます。その点は如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) この点は衆議院において任免権について修正されま

したが、併しその通り法案が修正を最終的にされましても、その点は何ら變更を来たすものではないと、かように考へております。何となれば、任免権が先ほども申しましたように、どこにありましようとも、長官の公安委員会に對する指揮監督という点には何ら變更を来たさないものでありますから、なぜこれについて、当然従うべき指揮監督に從わなかつた場合に、これを担保する方法或いは罰則その他を設けなかつたのか、そこはやはり自治体警察たるゆえんを尊重し、余りに何と言ひますか、この点を強化することは、府県の自治体警察という考え方をとつてゐる以上は適切ではなからう、かように考へて立案をいたしておるのであります。

○秋山長造君 まあそうお答えになるだろと思ひます。併しその点はどうも筋が一貫しないように私は思ひます。そこで角度を變えてお聞きいたしますが、第五條の二項に列挙してあるこれらの事務については、結局国家公安委員会も権限を持つてゐる、同時に都道府県の公安委員会も権限を持つてゐる、結局両者の共管であるという關係になるのですか。その点はどうですか。

○政府委員(斎藤昇君) これは共管ではありませんが、都道府県の公安委員会は都道府県の区域内における一切の警察の責任を持つて、その責任を遂行するに於いて第五條第二項各号に掲ぐる事項については中央から統制を受けたり、或いは調整を受けたりするといふだけであり、これは或る一つの事務を両方で共管しておるとい

意味ではございません。

○秋山長造君 共管という言葉はちよつと語弊があるかも知れませんが、では都道府県の公安委員会は都道府県警察に對して全面的な管理権を持つてゐるわけですね。そうすると、全面的です。それから、当然この五條の二項に列挙してあるような項目もその中に含まれてゐるものと解釈していいですか。

○政府委員(斎藤昇君) その通りでございます。

○秋山長造君 そういたしますと、都道府県の公安委員会はこれらの問題について全面的な管理権を持つてゐる。それ以外のものについても持つてゐるわけですね。二條に掲げてあるような一切のものについて持つてゐる。その都道府県の公安委員会が持つてゐる管理権の中で特に第五條の二項に列挙してあるこれらの問題については都道府県の公安委員会のみが権限ではなしに、国家公安委員会もそれに對して管理権を持つてゐるのだ、こういうふうに解釈していいですか。

○政府委員(斎藤昇君) それは両方管理権を持つてゐるというのではなく、都道府県公安委員会がその管理権を行使する場合に、中央から指揮をされる、調整をされるという分野であります。これ／＼の事務についてはこういうふうによつてもいいという指揮がなければ、その指揮に從つてこれはいたします。

○秋山長造君 そういたしますと、これらの事務について国家公安委員会の管理の下に警察庁長官がこれらの事項についてはどうやつてもいいといふ、まあ指揮監督です、そういうことを府県の公安委員会に對してやつた

場合はいいのです。併し丁度さつきあなたがやつた国家公安委員会と警察庁長官との關係の場合のように、これ／＼のことについてはどうやつてもいいといふ言われた場合にはそれに副つてやらなければいけない、併しそれだけでなしに独自に同じような内容を持つた事務をも独自にやる場合もある、そうでしょう。だからこの府県の公安委員会にしてもこれらの問題、この二項に掲げられてゐるような事項については、国家公安委員会がこれ／＼については、どうやつて欲しいという指揮監督をやつた場合は勿論それをやる、併しこれらの項目についてそういう指揮監督を受けなくても都道府県公安委員会が独自の判断においてこれらの事務をやるということもあり得るわけですね。そうですか。

○政府委員(斎藤昇君) さようでございます。例えば第五條第二項第三号、「地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案」こういう事件が起つた、その場合に中央から何ら指揮監督がないという場合でも府県公安委員会は全責任を以てその事態を処理しなければならぬ、その際に中央から指揮があればその指揮に從つてやるし、指揮がなければ自分の判断で……、指揮がないからといって何もやらぬというわけにはいかない、やらぬといへば都道府県公安委員会としては職責を果さなかつた……指揮がなくてもやらなければならぬ。

○秋山長造君 だからそうなりますと、指揮監督があるなしにかかわらず、都道府県公安委員会は独自の権限として管理権を持つてゐる、こういうことになる。

○政府委員(斎藤昇君) その通りでございます。

○秋山長造君 そうすると、結局国家公安委員会もこれらの問題について指揮監督の権限を持つてゐる、又都道府県公安委員会もこれらの問題について指揮監督権を持つて独自の行動がやれる、独自の権限を持つてゐる。だから結局これらの事項については国家公安委員会と府県公安委員会とどちらも権限を持つてゐるということになるのじやないですか。

○政府委員(斎藤昇君) どちらも権限を持つてゐるというのじやなくて……。

○秋山長造君 いや、そうなるのです。

○政府委員(斎藤昇君) 国はこれを指揮監督するといふそういう責任を持つてゐるわけですね。都道府県の公安委員会は管内の治安の維持に在する自治の責任を持つてゐる。中央はただこれを指揮監督するといふ責任を持つてゐる……。

○秋山長造君 私どももその点はよくわかりませんが、もう少し私は検討して又……。

○秋山長造君 じゃちよつと角度を變へまして質問いたしますが、例えば県で起つた大きな事件、こういうものについて第一次的に責任を持つのは誰が持つのですか。

○政府委員(斎藤昇君) 勿論都道府県でございます。

○秋山長造君 都道府県が持つ、都道府県が持つといふことは都道府県公安委員会が持つということですか。

○政府委員(斎藤昇君) さようでございます。

○秋山長造君 都道府県公安委員会が

それに対して責任を持つということであり、都道府県公安委員会というものは都道府県警察本部長に対しては任免権を持つていないわけですね、任免権を持つていないこの都道府県公安委員長に全面的に責任を負わせるということ、いさか酷に過ぎるのではないかと、思うのですが、その点どうなんですか。

○政府委員(斎藤昇君) これは任免権があつてもなくても、指揮監督の責任というものは、これは何れも何れもいいますか、酷なことというわけには参らないと思ひます。先ほども申しましたように、官庁によりましては、例えば外局の長は自分の部下は或いは大臣から任命されている者があるかも知れません。自分が任命したものではないから、そういう場合において

も、その仕事の責任は外局の長に与えられたものは外局の長が負わなければならぬと同じことである。○秋山長造君 政府は今度の警察法の改正に当りまして、治安責任を明確にするという一つの題目にしておられる。ところがこの地方に起つた大規模な事件、ここに置かれてあるような大規模な事件について警察本部長の任免権も持たないところの、与えないところの府県の公安委員会に全面的な責任だけを負わせるということ、政府が治安責任を明確にするという建前から言いますと、おかしいのではないかと、思うのですが、その点如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) この法案の一つの狙いは政府の治安責任を明確にするというわけであり、従つてその限りにおきまして、都道府県の治安責任は不明確になる。これは止むを得ない。そして又政府の治安責任を明確にすると言ひながら、公安委員会というものにおいて中立性を保たせる。又政府の指揮監督権いふものも都道府県の公安委員会に対してはこれを服従させる担保の途がない。必ずしもこれは徹底した明確ではございません。併しこの限度において明確にし、又それだけ都道府県の自主的責任というものを認めるというのであります。政府の責任、自治体としての責任というものをやはり調和をさせる必要があり、不明確で、必ずしも完全に明確にはなつていない、他のいろいろな諸要件も満足させなければならぬために、まあこの程度でお互に我慢を合はうというのがこの法案の骨子でございます。

○秋山長造君 然らば更にお尋ねいたしますが、さうして政府が都道府県の警察の自主性を尊重しておられるのに、なぜ都道府県の警察のまあ実質的な最高指導者であるところの警察本部長の任免権のみならず、更にその下にあるところの警視正等の任免権を都道府県の公安委員長に与えずして中央では握ろうとなさるのか、その点。

○政府委員(斎藤昇君) これを都道府県の公安委員会に全面的に任免権を与えてしまひますと政府の政治責任といふものが全く有名無実といひますか、なくなつてしまふ。そこでその調和という意味で、国の責任、政府の責任といふものはその限度において留保する、かように考へております。

ないわけですね。飽くまで都道府県の公安委員会を通じての繋がりなんです。その点は間違ひないでしようか。

○政府委員(斎藤昇君) その通りです。

○秋山長造君 都道府県の公安委員会を通じて以外に繋がる道がないところの都道府県の警察本部長というものを、なぜこの国家公務員にするばかりでなしに、その任免権まで中央が把握になる。握られてもこういふ建前では意味がないじやないかと思ふ。

○政府委員(斎藤昇君) 都道府県の警察事務の執行の責任者と言ひますか、執行の幹部というものは全国的な立場から見るとその能力の十分備へた立派な人間を選ぶということが必要でありまして、これは都道府県の範囲内において都道府県の公安委員会の見たところでは適当だと思ふのは、十分適切な人間が得られない。これを国の見地から見ると警察事務執行の幹部として適切なものを任命するということ、警察事務の多分に国家性を有しているという点からも必要である、かように考へております。

○松澤兼人君 関連して。先ほど秋山君の質問で、若し地方に大規模な事件が起つたとき、その治安確保の責任というものは、第一的には府県警察であるというお話でありました。これはいわゆる独自の府県警察の権限に基いて警察力を動員するということになると思ふのですが、それはそのように解釈してよろしうございませうか。

○政府委員(斎藤昇君) その通りでございます。

○松澤兼人君 そこで警察庁長官は都道府県警察を指揮監督をする、こういう場合に指揮監督、そういう事件が起つて、そして府県警察が第一的な治安確保の対策を講じ動員をした、そのときに警察庁長官がこれに対して何らの措置を講じなかつた或は講ずる必要がないと判断した、こういう場合には独自の第一的な府県警察の全責任において事態を收拾するということになるわけですか。

○政府委員(斎藤昇君) さうでございます。

○松澤兼人君 そういたしますと、この第十六条の二項というものは常時警察庁の長官は府県警察を指揮監督してなければならぬ。その大規模の地方的な騒擾事件というものが起つたとき、第一的には都道府県の警察が全責任を負つて終局まで、或いは治安確保をやり、そして事態を收拾した、こういう場合には警察庁長官は常時指揮監督をする権限を行使しなかつた、こういうふうな解釈してもよろしいのですか。

○政府委員(斎藤昇君) 長官が行使する必要なし、こう認めてしなかつた、かように解釈しております。

○松澤兼人君 その場合、警察庁長官が当然都道府県警察を指揮監督しなければならぬにかかわらず、こういうことを例へば地方の警察が考えた場合に、果して警察庁長官が指揮監督をしなかつたというところの責任と申しますか、そういうものはどこで誰が判断することになつておりますか。

○政府委員(斎藤昇君) これは警察庁長官が判断をします。併しその警察庁長官は指揮監督をして適切にその事態を收拾すべきであつたのに事実はやつていなかつたということであれば、この長官がいわゆる職職の誤りと言ひますか、職務を全うしなかつたというわけでありまして、これは公安委員会がそれを先ず判断をいたすわけでありませう。

○松澤兼人君 そこで、先ほど秋山君が質問されました国家公安委員会の権限の幅というものと、それから警察庁長官の権限の幅というものは同じものである、こういうふうな聞いたわけですか。ところが警察庁長官が都道府県の警察を当然指揮監督しなければならぬ事態が起り、そういう立場にあつたにかかわらずこれを指揮監督しなかつた、その判断は国家公安委員会がするということになりますか。

○政府委員(斎藤昇君) それが適当であつたかどうかという判断は国家公安委員会がやることになつております。

○松澤兼人君 そのことと、その判断を国家公安委員会が下せるかどうか、勿論任免権は国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て警察庁長官を任免するということになつております。任免すること、うことになつて、そういう判断を警察庁長官が職職と申しますか、責任を果さなかつたというその判断を国家公安委員会ができるかどうかということ、心配するのですが、如何でしょうか。

○政府委員(斎藤昇君) 判断する能力があるかどうかというお尋ねでございます。

○松澤兼人君 能力があるかないかという事です。

○政府委員(斎藤昇君) 判断した場合は、これは長官がやるべきことをやらなかつた、それに対して公安委員会としてどういふことができるかというお

○政府委員(斎藤昇君) 判断した場合は、これは長官がやるべきことをやらなかつた、それに対して公安委員会としてどういふことができるかというお

尋ねてあると思いますが、その場合に国家公安委員会といたしましては、警察庁長官に将来戒めるとか、或いは何らかの処分をしなければならぬという場合には、内閣総理大臣に對して懲戒の勧告をする、或いは罷免の勧告をするというふうな法案ではなつておるのであります。

○松澤兼人君　そこで、この警察庁長官が都道府県警察を指揮監督するということとは、こういう個別の事態に對して指揮監督するということであるか、或いは一定の枠を与えてその枠の範囲内においてはあらかじめ指揮監督をするとか、或いは總括的に指揮監督するということになりませんか。或いは具体的に一々の事件について指揮監督するということになりませんか。

○斎藤昇君　これは指揮監督のやり方でございまして、事柄によりましては、事前からこういう事態にはこういうふうな方法で事態を鎮圧するというふうな事前の指揮もできるわけでございます。又具体的に事件が発生して、その事件の態様によつては時々刻々指揮監督するということもできる。只今仰せになりました如何なる方法によつてやりましようとも、それは事柄の如何によつて適切な方法を採用する、このように申上げておきます。

○松澤兼人君　前以て指揮監督は、一定の枠を指示し、それに従うべきことを要求してゐた。現実の事態に對してはそれほどの事態と考へなかつたか、或いはこれは地方で処理すべき問題であるとして指揮監督しなかつた。そこで問題は前以て与えておけば現実の具體的の指揮監督はしないでもいいということであれば、個々の問題について

一々口を出して指揮監督しなかつたからといつてそれは責任の問題も生じません。或いは職權の譲りを受けなくとも済む。併しそのところをはつきりしてもらわないと、やはり個々の問題について指揮監督するということがあれば、その事件それ自体について指揮監督しなかつたということは警察庁長官の責任であるという結論も生ずるし、總括的な指揮監督をやつてゐるのだということであれば、そこで警察庁長官の責任の問題は生じて来ない。この点は如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君)　警察庁長官が都道府県に對して事前に總括的に指示をする、そしてその指示に從つて當然都道府県がやるべきであつたのを都道府県がやらなかつた、そこでそういった場合に更に具體的の事件に際して、その際にやつていないじやないかということまで確かめてやらせるべく更に努力をしたかどうかということもやはり問われるだろうと思ひます。それは事柄の如何によりまして判断をされるべき問題であると考えております。

○伊能芳雄君　關連して……次長にお伺いしたいのですが、最前から秋山委員、松澤委員がいろいろと官庁の組織と責任の問題について御質問があつたやうですが、今回の国家公安委員会の機構、その下部機構、その下部機構である警察庁長官、更に下部組織であるところの地方公安委員会、そういったものについて従来の国家行政組織と特別に違つた構成がされておられるのかどうか。或いは従来の官庁組織の形態と違わないのかどうかという点についてお伺いしたい。

○政府委員(林修三君)　今の御質問の趣旨に果して合うかどうかちよつと私にはつきりいたしませんけれども、国家公安委員会と警察庁の關係でございしますが、これはいわゆる先ほど斎藤長官からも御説明になつておつたと存じますが、国家公安委員会というのが總理府の外局として定められております。この警察庁というのは、一面においては国家公安委員会の事務局的な色彩もございしますが、他面においては一つの獨立した行政官庁という立場も持つておるわけでありまして、そういう考え方では規定されてゐると思ひます。

○伊能芳雄君　それからもう一つ地方公安委員会、府県公安委員会の仕事と警察庁長官の指揮監督の關係について最前から御質問があつたのですが、いわゆる府県公安委員会と国家公安委員会というやうな委員会行政について最前質問のありましたやうな警察庁長官の指揮監督に服しなかつた場合においても、これを是正するというか責任をとるといふか、そういう機構になつて

いない。これは戦後の新しい行政組織だと思ふのですが、この委員会行政組織といふものがさういふ点についていわゆる民主的な委員会行政と称せられるもの欠陥が私にここに現れてゐるやうな気がするのですが政府としてさういふやうな當然指揮監督に服すべき場合に服さなかつたというやうな点についての委員会行政について、一部整理をされた委員会行政もあつて、さういふやうな今後お考えを持つておられるか、その点も伺つておきたい。

○政府委員(林修三君)　これはいわゆる合議制の行政機関といふものがあり方の問題であらうと存するわけでありまして、いわゆる行政組織は上下階級層なして、一本の線の上から下まで通ずるといふことは、これは行政能率を上げるという意味においては、その意味から言へば適切な組織であらう。一面におきましては、併し行政事務の性質から申しまして、或る程度合議制的な、或いは民主的な方法によつて選ばれた構成員を以て組織したところの合議制機関といふものに行政権を与えて行政事務を行はせるといふことが、これが非常にその行政事務の性質では適切なものもこれはあらうと思ひます。おの／＼の場合々々の行政事務の性質に應じてこの組織はきめらるべきものであらうと存するわけでありまして。終戦後におきまして、これは占領軍もおりました当時に、非常に行政委員会の制度はたくさん我が国の中央、地方を通じまして、行政機構にとり入れられたわけでございます。その後いろいろこれは反省もいたしました。やはり行政事務的に見まして、最も適切

な、さういふ合議制の機関がそれを行ふのが最も適切なものだ、さういふ面に残して行く、かやうな考へてまあ私も或いは政府もさういふ考へて実は考へておる、かやうに考へております。ただ先ほど御指摘になりましたやうに、合議制の機関になりましたら、指揮監督権といふ問題が多少そこはどうしても、指揮監督に從うとか、或いは命令するといふ關係が薄くなります。これは合議制の機関の持つ當然の結果であるのであります。それだからといつて指揮監督権を与えるのはおかしいといふことにはならないと思ひます。

○秋山長造君　先ほど長官の松澤委員に對する御答弁の中で、五条の二項に掲げられておる諸々の事務についての警察庁長官の指揮監督の内容は、事件が必ずしも起つた場合に初めて発動するといふことではなしに、起らない前からさういふ事件が起るかも知れないといふことに備へて、いろいろな指揮監督をやるんだ、さういふお話だつたのです。さうなりますと、これは非常に警察庁長官の府県警察に對する指揮監督権の内容といふものは広くなる。最も問題になると思ひますのは、三号の例え口です。「地方の静穩を害するおそれのある騒亂に係る事案」さういふ問題になりますと、恐らくこの内容は共産黨關係のいろいろな事案を想定しておられるだろうと思ふのですが、さういふことについてふだんに起つても起らなくても、府県警察を警察庁長官が指揮監督できるといふことになりまして、例えば警備警察等の問題につきましては、殆んど警察庁長官の府県警察に對する指揮監督権といふものは無限に広いものである、さういふ

ことになつて来る。そうすると、もう警察庁長官は実質的には府県警察を常に不斷にあらゆる問題について指揮監督できるといふことになるのではないかと申すのです。その点如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) 不斷にと申しましたも、不斷に擾乱が起つておるわけではございませんから、擾乱が起つたという場合には、例えはどういうところを主として警備をしなければならぬか、そういうような事柄を、又擾乱が起つた場合にどういふように鎮圧するか、その計画はどういふふうにしておかなければならぬかというふうなことでありまして、無限に広がるという、さような廣げはないと思ひます。

○秋山長造君 併しこの擾乱が、騒乱が起つた場合に備えて、いろいろな点について指揮監督をするのですから、恐らくあらゆる問題について指揮監督はやるかと思へばできるわけですね。なぜやるかと言へば、いやこういうことも十分やつておかないと万一起つた場合に困るではないか、こう言われればもう引下がるよりしようがない。これは非常に拡張解釈をすれば幾らでも拡張できる問題じやないかと思ひます。

○政府委員(斎藤昇君) 不斷からと申しましたも、擾乱に係る事案ということに限定されておるわけではございませんから、例えは先ほど申ししますように、擾乱が起つた場合の処理のふだんからの訓練とか、或いはそれに対する鎮圧の計画とかいふものはございしますが、併しさうに無限に広がるべき筋合はないと考へるのであります。都道府県公安委員会が先ほど申しますように、中央の指揮監督には服しますけれども、独自の判断を以て警察を管理するわけでございしますから、これは余りに拡張解釈であつてそこまでも入らない、第三号の濫用であると思へる場合には、それに従わないといふことも考へられるのであります。それらの点を考へ合せますとおのずから常識的に判断ができる限界といふものはあると考へるのであります。

警察の独自性といふものは、この警察庁長官の府県警察に対する指揮監督権によつて殆んど骨抜きになる廣げがあるのではないかと、こう思ふのです。その点は如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) 不斷からと申しましたも、擾乱に係る事案ということに限定されておるわけではございませんから、例えは先ほど申ししますように、擾乱が起つた場合の処理のふだんからの訓練とか、或いはそれに対する鎮圧の計画とかいふものはございしますが、併しさうに無限に広がるべき筋合はないと考へるのであります。都道府県公安委員会が先ほど申しますように、中央の指揮監督には服しますけれども、独自の判断を以て警察を管理するわけでございしますから、これは余りに拡張解釈であつてそこまでも入らない、第三号の濫用であると思へる場合には、それに従わないといふことも考へられるのであります。それらの点を考へ合せますとおのずから常識的に判断ができる限界といふものはあると考へるのであります。

○秋山長造君 常識的にとおつしやるけれども、例えは火事なんかの場合でも、マツチ一本でも東京中焼き尽すような大きな火事になるという場合もあるのだ、「マツチ一本火事のもと」といふような標語さへある。だからその標語の理窟で行けば、警察庁長官は何も遠慮することはないので、もうあらゆることをみなマツチ一本でも氣をつけなければいかん、火事の元だからという氣持で指揮監督をして行けば、何でも指揮監督して行けるでしょう、この項目で……。

○政府委員(斎藤昇君) そちらは一般の良識を以て判断すべきことと思ひます。

○秋山長造君 まあこの点は、極端な例を挙げましたけれども、併し決して極端ではないので、実際にはこういうこともやろうと思へばできると思ふ。これは丁度さつき緒方副総理に対して国家公安委員長の問題についていろいろな場合を我が予想して質問したのもやはり同じことで、そういうことはあつてはならない。あつてはならないけれども、併しあらさないとこの保証はこの法律にしてないのであるから、たまにまふ藤さんのようなことがおられれば別かも知れませんが、大いに昔とつた枠柄で一つ特高警察の復活でもやつてやろうというふうな氣持の人が警察庁の長官になつて、そうしてこの三号の口のようなあいまいな規定を濫用して、そうして地方の警察に対して不当に指揮監督権を振付けて行くといふことは、私はやろうと思へばできないことではない、こう思ふ。そういうあいまいな規定をあいまいな用語のままこの法律で謳つて行くといふことは私は非常に危険がある、こう考へる。そこで先ほど来の長官のお話でとにかく府県警察の自主性といふものを非常に尊重し、又それに対して非常に遠慮しておられるような御説明ですが、それならば、いつそのことこの府県公安委員会に任免権を与えて然るべきじやないか、むしろそのほうがすつきりしていいのじやないか。ただそれについて、そうなると余りにも地方的な性格が強過ぎて国家的な性格の薄らぐ虞れがあるといふことならば、任免権の主権は府県公安委員会にして、そうしてただそれを任免する場合には、中央の国家公安委員会なり或いは警察

の良識を以て判断すべきことと思ひます。

○秋山長造君 まあこの点は、極端な例を挙げましたけれども、併し決して極端ではないので、実際にはこういうこともやろうと思へばできると思ふ。これは丁度さつき緒方副総理に対して国家公安委員長の問題についていろいろな場合を我が予想して質問したのもやはり同じことで、そういうことはあつてはならない。あつてはならないけれども、併しあらさないとこの保証はこの法律にしてないのであるから、たまにまふ藤さんのようなことがおられれば別かも知れませんが、大いに昔とつた枠柄で一つ特高警察の復活でもやつてやろうというふうな氣持の人が警察庁の長官になつて、そうしてこの三号の口のようなあいまいな規定を濫用して、そうして地方の警察に対して不当に指揮監督権を振付けて行くといふことは、私はやろうと思へばできないことではない、こう思ふ。そういうあいまいな規定をあいまいな用語のままこの法律で謳つて行くといふことは私は非常に危険がある、こう考へる。そこで先ほど来の長官のお話でとにかく府県警察の自主性といふものを非常に尊重し、又それに対して非常に遠慮しておられるような御説明ですが、それならば、いつそのことこの府県公安委員会に任免権を与えて然るべきじやないか、むしろそのほうがすつきりしていいのじやないか。ただそれについて、そうなると余りにも地方的な性格が強過ぎて国家的な性格の薄らぐ虞れがあるといふことならば、任免権の主権は府県公安委員会にして、そうしてただそれを任免する場合には、中央の国家公安委員会なり或いは警察

の良識を以て判断すべきことと思ひます。

庁長官の同意を必須条件とするといふような形にしてもいいのじやないか、それで十分目的は達せられるのではないかと申す。そういうふうな改められる御意思はないか。

○政府委員(斎藤昇君) やはり警察の執行の幹部といふものが非常に大事なわけでございしますから、中央から全国的な見地において選任をするといふことのほうが、警察の国家的性格といふものを満足さす上からそのほうが適當であると、こういうふうな思ひます。

○秋山長造君 国家的性格と言われましても、中央対地方の關係はすべて地方の警察本部長が直接中央と交渉の當事者になるということではないのですから、飽くまで中央対地方との關係に當るのには地方の公安委員会なんです。だからどうでもこの府県警察本部長なり或いはその下の警視正以上の幹部といふものを中央で握つておらなければいかぬといふほどの強い根柢は私は承服しがたい。そこで府県公安委員会がこの任免主体になつて、そうしてただ実際に本部長として選ぶ人物の選考については警察庁長官なり国家公安委員会なりの同意を求める、或いは警察庁長官なり国家公安委員会と協議して任免するといふことで私は十分達せられるのじやないかと思ふ。それをどうでもこの中央が任免権を握らなければいかぬといふ現由が薄弱なんじやないか。

○政府委員(斎藤昇君) 先ほど申しましたように、地方的な見地から選ぶほうがよろしいか、全国的な見地から選ぶんだほうがよろしいかと考へます。と、都道府県の本部長或いは警視正以上の者というふうな高級職員は、やはり全国的見地で選ぶというほうが警察事務の執行に適切である、かように考へるのであります。

○秋山長造君 全国的な見地といふことは勿論それは結構なんです。結構なんですけれども、これは飽くまで運用の問題なんです。任免権は府県公安委員会を持つて、而も全国的な見地から適當な人を選ぶといふ目的を達するためには、警察庁長官と協議して選ぶなり、或いは警察庁長官の同意を得て選ぶなりという方法で十分全国的見地という目的は達し得るのじやないかと思ふ。

○政府委員(斎藤昇君) これはやはり任免権が地方にありますと、その選考はおのずから地方的な見地で選ばれる。それについて中央が同意をするとかしないとかといふことになるわけがあります。そうではなくて、全国的な見地で選んだものについて地方が同意をする、或いは全国的な見地で選ばれたものについて当初の政府案はそのまま任命するわけでありまして、これは自分の県の仕事をやらして見て不適当だといふ場合には罷免或いは懲戒の勧告権を持つといふのが原案であります。が、いずれにいたしましても、どちらに任免権があるかといふことによりまして、その選ぶ選び方といふものが一方は全国的になり、一方は地方的にならざるを得ない。やはり全国的な見地で選ぶといふことはつきり保障されるような選任の仕方のほうが望ましい、かように考へます。

○佐藤順造君 閣下…… 只今秋山委員からお尋ねになつておりました点は、実はほかの意味もあつて私も考へておりました一点でありますから、

只今秋山委員からお尋ねになつておりました点は、実はほかの意味もあつて私も考へておりました一点でありますから、

これは斎藤長官にもお聞きして結構ですけれども、これはこの法律全体の意味もありますので、副総理がおりませんから小坂大臣にお聞きしておきたいと思ひます。

それはどういふことであるかといふと、先ほど来国家公安委員長を国務大臣の中から任命するといふことに對する一つの制度上の欠陥と申しましようか、法文に現れた一つの矛盾を指摘していろ／＼お話ししたところの中に、不偏不党の原則に抵触する制度上の欠陥といふことを述べたわけでありま。

この懸念はまだ残つてゐる。併し先ほど来の問題についてやはりこの通りにずつと進めて行こう、それがいいのだ、特に政党内閣の現状である場合にはこれだけのことがあつても止むを得ないのだといふふうな発言さえも副総理がされた。そこで私もがさういふことであります場合には、この内閣総理大臣の下に置かれてあります組織の国家公安委員会といふものと、その一つの繋りはずつと下部まで行くといふことに對してやはり一つの弊害といふものを私は制度上これを見出さなければならぬ。その際に今秋山委員長が言われましたように、この地方本部長がやはり地方の都道府県の公安委員会において任免権を持つといふことになつて、而もいわれるところの能率化といふものに對しましては、只今お話を通り国家公安委員会の意見を聞くとか、警察庁長官の意見を聞くとかして、そうして警察事務のいわれるところの能率化を図るといふことをすれば、そこにおいて私どもの懸念しておつたこの政治の中立性、或いは又不偏不当といふことが買かれるのではない

かといふことを実は私自身も考えておつた一点なんでありま。この点について小坂大臣はどうお考えなさるか。これは与野党の地位を變えて、仮に小坂大臣が野党になつた場合に、反對党が今度政権をとつたといふことを予想した場合に、そうしたほうがもつと適切公平な運営になるのじやないかといふことを考えておられますが故に、そういう意味で一つ提案者でもありましようけれども、それ以外の意味で一つ良心的な御判断を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(小坂實太郎君) 立場を變えてと言ひますか、客観的な観点に立つてどう判断するかという仰せでございします。私どもはやはりこの点にございましては、いろ／＼研究もいたしました。が、やはりこの警察というような事務の持つ国家性と申しますか、或いはその地方性との調和という点から考へて見ますと、この地方の本部長、執行機関でございします本部長というやうなものはできるだけ広範に亘りまゝして、広く人材を求めて任命されなければならぬ、こゝういふふうな考へておるのでございします。任命権の主体を地方にしますと、長官も言われましたように、どうしても地方的に限られた人材といふことになる。併し広域的にこれを求めるといふことになりま。ば、中央におきまして全般的な關係を考へて適切な人材を地方に持つて行くといふことが望ましいかと思ひます。併しこの場合には都道府県におきまして公安委員会の指揮監督があるものでありまして、公安委員会は懲戒又は罷免の勧告をなし得るといふことになつておりますので、決して野放しの

中央からの選任といふものがそのまゝ何か仕事の上に生きて行くといふことではなからうかと思ひますので、かような点が適切ではなからうか、かやうに考へておる次第であります。

○佐藤順造君 先ほど来この法案を私どもが審議し、いろ／＼質疑応答をしております中に、この新しい警察の改正案は結局のところ都道府県の自治体警察であるといふことは何處も副総理からも小坂大臣からもお話になつておる。そこで私もがその中で特に目障り、目障りといふと語弊がありますが、特別に異様に目につきますのは何であるかといふと、先ほど来お話をなつております警視正以上の人材がたを国家公務員とするといふ一点、つまり制度上これが地方自治体警察であるものに對する相当な地位にありま。う人材を特別に国家公務員とするといふところには何かそぐわないものが出て来る。従つて今の指揮監督のことについて、或いは又任命権者の所在と被任命権者の地位との間にいろ／＼紛糾を来たすやうなむすかしさをここに感ずる。そこで今の公域の視野から立派な人物を得てこれを地方の本部長にするといふことも無論これは望ましいことと、何ら異論がないのであります。が、そういう人を選んではこれを国家公務員でなくて、地方公務員にするといふことが制度上やはりすつきりするのじやないかといふ気がいたしますが、この点は如何でございしますか。

○國務大臣(小坂實太郎君) この警視正以上の国家公務員といふものは全体で二百五十名でございまして、全体の十三分の警察官の人数からすれば非常に僅かでございますが、これらの人が一地区に固定するといふことでございませ。んので、やはり適當なる人材が適宜に交流するといふことは又非常に必要なのではないかと思ひます。そういう意味で国家公務員であるといふことが非常に有効なる働きをするかと考へておるのでございします。何と申しましても治安の責任といふことからいひますと、やはり人材が中央の選抜によつて地方に行つて働いておるというところが、これが一つの意味におき。ます地方の治安の責任を明確化することになると存じますので、私もはこの辺が適切であるかと存じております。

な。この際衆議院におきま。する修正点が、これはかなりその間種々考へになりまして、尊敬すべきものを含んでおるといふふうには感じております。

○佐藤順造君 それは意見の相違といふことになればそれまでであります。が、只今小坂大臣の言われましたやうな人事の交流といふことは、国家公務員にしておきましても、地方公務員にしておきましても、やはり国家公安委員といふものと互いに連絡を密にするといふことでこれは救済することができ、又そうしなければならぬ。地方公務員たるが故にこの広い視野における人事交流ができないといふことではない。併し、それは意見の相違であるといひましたのであります。が、私どもは必ずしもそうする必要はないといふことを考へております。

そこで、これは文章のことにも關係いたしませうから、斎藤長官にお答えを願ひますが、この地方自治法の人。事のことで、やはり一つお尋ねしてお。かなければならぬわけでありま。す。地方公務員法の人事に關しましては、その任命権者はやはり當然この地方公務員であるといふことが至當であると考へるわけでありま。すし、又地方公務員はその上司である地方公務員の任命を受けるのが順當であると思ひます。が、この法の中では、先ほどから申しますやうに、いろ／＼錯綜してお。つて、国家公務員である上司から地方公務員が任命権を受けるというやうな。ことがあるように思ひますが、その点。は如何でございしますか。

○政府委員(斎藤昇君) 御指摘のやうに地方公務員を、地方公務員たる警察職員を任命いたしますのは、国家公務員たる警察本部長でござい。ます。従つて、地方公務員を国家公務員が任命をするといふことは、地方公務員法のこれは例外でござい。ます。その点は御指摘の通りでござい。ます。併しな。がら、この国家公務員といへども、身分は国家公務員であります。が、併し、都道府県の機関でありまして、都道府県の警察本部長は都道府県の機関としてその事務を執行するものでござい。ます。から、例外には相違ござい。せんけれども、著しく何といひますか、見当外れといふわけではないと、かやうに考へております。

○佐藤順造君 そういふお話でなく、私の聞きたいと思ひますのは、この任命権といふものは、やはり意味がなければできない。そこでこの法律の中に只今の国家公務員であるところの者が地方公務員である者を任免するといふ委任権はこの法律のどこにあるか、それをお示し願ひ。ます。

○政府委員(斎藤昇君) これは委任ど

公務員法の第六條に「そんなものはない」と呼ぶ者あり」第六條で「法律に特別の定がある場合を除く外、この法律並びにこれに基く各例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機關の定める規程に従ひ、それぞれ職員に任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有する」と、こういうのは「地方公共団体の長」が「有する」。併し「法律に特別の定がある場合を除く外」というわけで、地方公務員法にもこういうた事柄を全然何といひますか、予定をしていないといひかけではないと考えるのであります。「それは違う」と呼ぶ者あり」

律案

簡年を目途として達成されるよう

奄美群島復興審議会の意見を聞く

3 圖に左に描ける復興計画に示

く事業で内閣総理大臣の指定するものに要する経費については、県又は市町村その他の者に對して、予算の範囲内、その全部又は一部を補助することができる。

一 奄美群島における産業復興のため必要な試験研究施設の整備事業

二 本土と奄美群島及び奄美群島内の各島を連絡するための地方公共団体の船舶及び通信施設の整備事業

三 はぶの類及び病害虫の駆除に必要な事業

四 前各号に掲げるものの外、奄美群島における民生安定のため必要な産業の復興に関する事業

四 国は、復興計画に基づく事業を実施する果が、復興計画の定めるところにより、左の各号に掲げる事業を行う者に対し資金を貸し付けるときは、その果に對し、当該貸付金額の十分の八に相当する金額の範囲内において、資金を貸し付けることができる。

一 電気事業

二 つむぎの生産事業

三 製糖事業

四 漁業

5 内閣総理大臣は、別表第一及び第二に基く事業の指定並びに第三項の規定による事業の指定をしようとするときは、あらかじめ関係各省大臣の意見を聞かなければならない。

6 第二項及び第三項に掲げる事業並びに第四項に規定する資金の貸付に要する経費に関する経理については、当該地方公共団体は、こ

れを他の経理と分別しなければならぬ。

(奄美群島復興審議会の設置及び権限)

第七條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他奄美群島の復興に関する重要事項を調査審議するために、総理府に奄美群島復興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、奄美群島の復興に関する重要事項につき、内閣総理大臣に對し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)

第八條 審議会は、関係行政機関の職員、鹿児島県知事、鹿児島県議会議長及び学識経験のある者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるものの外、審議会の議事、運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(指揮監督)

第九條 内閣総理大臣は、復興計画に基く事業の実施について、総合調整を行うとともに、これらの事業を実施する地方公共団体の長その他の機関又はその他の者を指揮監督する。

2 鹿児島県知事は、復興計画に基く事業の実施について、これらの事業を実施する市町村の長その他の機関又はその他の者を指揮監督する。この場合において、公立の

文教施設の整備事業の実施に関する指揮監督については、鹿児島県知事は、あらかじめ県の教育委員会と協議しなければならない。

3 前二項の規定は、当該事業を所管する各省大臣又は県の教育委員会の関係法令の規定による指揮監督の権限の行使を妨げるものではない。

(地方事務官等)

第十條 奄美群島において復興計画の実施の事務に従事する県の職員は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条、第七十三条及び第七十五条の規定にかかわらず、国家公務員とする。

2 前項の職員は、地方事務官、地方技官その他の職員とし、その定

員は、政令で定めるものとし、行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)第二条第一項の規定に定める職員の定員の外にあるものとする。

3 第一項の職員の任免及び進退並びにこれに對する給与の支給は、内閣総理大臣が行う。

4 内閣総理大臣は、前項の事務を鹿児島県知事に委任することができる。

(復興計画に関する事務の所管)

第十一條 この法律に基く内閣総理大臣の権限の行使に関する事務、審議会に關する事務その他復興計画の策定に關する事務並びに復興計画に基く事業の予算に関する見積及び予算の執行(第五條第三項

の規定による工事に係る予算の執行を除く)に關する国の事務は、自治庁において掌理する。

(政令への委任)

第十二條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年三月三十一日にその効力を失う。

2 第四條の規定による昭和二十九年に係る復興実施計画は、同条の規定にかかわらず、第三号第二項の規定による復興計画の決定の日から二月以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中

離島振興対策審議会

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

離島振興対策審議会

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

砂防

別表第一

道 路

河 川

砂 防

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路の新設及び改築で内閣総理大臣の指定するもの

河川法(明治二十九年法律第七十一号)第一条に規定する河川、同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸に關する工事で内閣総理大臣の指定するもの

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備又は同法第三条の規定によつて国法が準用される砂防のための施設に關する工事で内閣総理大臣の指定するもの

|        |                                                                              |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|
| 港<br>湾 | 港灣法第二条第五項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港灣の利用及び管理上重要な臨港交通施設の新設及び改良で内閣総理大臣の指定するもの     |
| 漁<br>港 | 漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設の新設及び改良で内閣総理大臣の指定するもの      |
| 海<br>岸 | 国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設に関する工事で内閣総理大臣の指定するもの |

別表第二

| 事業の区分         |                                                                                                                                               | 国の負担又は補助の割合  |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 土地改良          | 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業で内閣総理大臣の指定するもの                                                                                          | 十分の四から十分の八まで |
| 林業施設          | 林道、林地荒廃防止施設その他林地若しくは森林資源の利用又は保全上必要な林業用施設及び風害、水害、潮害等の防備、水源のかん養、土砂の流失若しくは崩壊の防備、なだれ若しくは落石の危険の防止又は火災の防備その他災害の防除に必要な保安施設の建設及び補修並びに造林で内閣総理大臣の指定するもの | 十分の五から十分の八まで |
| 文教施設          | 公立の文教施設の用に供する建物その他の工作物の新築及び改築、これらのものの敷地の取得及び整備並びに公立の文教施設の用に供する設備の新設及び改良で内閣総理大臣の指定するもの                                                         | 十分の五から十分の九まで |
| 保健、衛生及び社会福祉施設 | 地方公共団体の設置する保健、衛生及び社会福祉施設の整備で内閣総理大臣の指定するもの                                                                                                     | 四分の二から四分の三まで |

昭和二十九年六月十二日印刷

昭和二十九年六月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局